

# 官報 号外

昭和六十年五月三十一日

## ○第百二回参議院会議録第十九号

昭和六十年五月三十一日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第二十号

昭和六十年五月三十一日

午前十時開議

- 第一 國務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)
- 第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百一回国会衆議院送付)
- 第四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 国際観光振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第七 中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

### (内閣提出、衆議院送付)

- 第一〇 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野官林局の管轄区域の変更及び名古屋官林支局の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第一一 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一四 登記特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一五 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(木村陸男君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。杉元恒雄君から海外旅行のため来る六月五日から十五日間、小西博行君から海外旅行のため来る六月六日から十一日間、桑豊君から海外旅行のため来る六月四日から十一日間、それぞれ請暇の申

請暇の件 國務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)

し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長(木村陸男君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(木村陸男君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について) 大蔵大臣から發言を求められております。發言を許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) 昭和五十八年度一般會計歳入歳出決算、特別會計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。昭和五十八年度予算は、昭和五十八年四月四日に成立いたしました。

この予算は、臨時行政調査会による改革方策の着実な実施を図るなど、歳出面においては、経費の徹底した節減合理化によりその規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、質的な充実に留意するとともに、歳入面においても、税外収入等につき極力見直しを行い、これにより、公債発行額を可能な限り抑制することを基本方針として編成されたものであります。

さらに、補正予算が編成され、昭和五十九年二月二十四日その成立を見ました。

この補正予算では、昭和五十八年の年内減税等に対処するとともに、特例公債の増額を行わず、既定経費の節減、予備費の減額、税外収入の増加、前年度剰余金の受け入れにより、義務的経費の追加等通常の追加財政需要を賄うこととし、災害復旧費の追加については、建設公債の追加発行によることといたしました。

この補正によりまして、昭和五十八年度一般会

計予算は、歳入歳出とも五十兆八千三百九十四億円余となりました。

以下、昭和五十八年度決算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は五十一兆六千五百二十九億円余、歳出の決算額は五十兆六千三百五十三億円余でありまして、差し引き一兆百七十五億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、昭和五十九年度へ繰り越しました歳出予算の財源等に充てるものでありまして、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和五十九年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和五十八年度における財政法第六條の純剰余金は二千五百六億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額五十兆八千三百九十四億円余に比べて八千三百三十四億円余の増加となるのであります。この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額五千五百四十億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和五十八年度の歳入の純増加額は二千五百九十四億円余となるのであります。その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等における増加額五千六百三十億円余、公債金における減少額三千三十六億円余となっております。

一方、歳出につきましては、予算額五十兆八千三百九十四億円余に、昭和五十七年度からの繰越額五千五百四十億円余を加えた歳出予算現額五十一兆三千九百三十四億円余に対して、支出済み歳出額は五十兆六千三百五十三億円余でありまして、その差額七千五百八十一億円余のうち、昭和五十九年度に繰り越した額は六千九百九十一億円余となっており、不用となりました額は三千九百九十億円余となっております。

なお、昭和五十六年度の決算上の不足に係る国債整理基金からの繰り入れ相当額二兆二千五百二十四億円余につきましては、法律の規定に従い、

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

国務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)

同基金に繰戻してあります。

次に、予備費であります。昭和五十八年度一般会計における予備費の予算額は二百億円であり、その使用額は千八百四十七億円であります。

次に、昭和五十八年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は三十八であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、昭和五十八年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は三十三兆千二百八十四億円であります。この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額は三十三兆千八百八十三億円であります。差し引き二百億円の歳入が昭和五十八年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。次に、昭和五十八年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、昭和五十八年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。(拍手)

○議長(木村雄男) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。目黒今朝次郎君。

「目黒今朝次郎君登壇、拍手」

○目黒今朝次郎君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十八年度決算並びに決算に関連する諸問題について、中曾根総理及び関係各大臣に質問いたします。まず、五十八年度決算の背景となっている経済

運営について伺います。

五十八年二月を底に、戦後最大の不況と言われた第二次石油ショックに伴う経済の停滞は回復に向かい、それ以降、今日まで景気は回復拡大の方向に進んでまいりました。五十八年度政府経済見通しのGNPの実質成長率三・四〇の見込みが実績は三・九〇で、見通しを上回る好成績と表面的には言えます。しかし、政府は、四月に公共事業予算執行の前倒しを、さらに十月には内需拡大による景気振興を掲げた総合経済対策を打ち出したのであります。しかるに、五十八年度の名目国民総支出の内需の伸び率は、政府の当初見込み五・四〇が実績は二・九〇と、ほぼ半分の伸びにとどまり、逆に外需の伸びは、当初の〇・二〇の見込みに対し一・三〇と、実に著しい伸びを示し、政府の内需拡大による景気振興方針とは逆の結果となっておりま。

さらに、国際収支の動向は、貿易黒字見込み二百億ドルが実績は三百四十億ドルに、経常収支の黒字見込み九十億ドルは実績では二・六倍の二百三十億ドルとなっております。これはアメリカの景気回復に支えられた輸出依存型成長の初年度版と云うことができ、その後の五十九年度は黒字幅が一段と拡大し、貿易収支で四百四十億ドル、経常収支で二百三十億ドルとなり、そして六十年度も、基調としては外需依存の経済成長パターンは改善されてはおりません。政府がここ三年にわたって掲げてきた最終消費と国内投資を中心とした内需主導型の経済成長は実現しておりませんが、政府の経済運営方針が実現できなかった原因と責任について、総理並びに経済企画庁長官の答弁を求めます。

さらに、海外の動向は、本年初めからの日米間の経済摩擦及び市場開放要求、そして五月のボン・サミットで、我が国の外需依存の経済成長と過剰な国際収支黒字累積の政策転換が強く求められております。自由貿易の発展と堅持こそ我が国の経済発展の基盤であることを自認している政

府は、これらの問題にどう取り組み、どう対応しようとするのか、具体案を明らかにした総理の答弁を求めます。

次に、財政問題についてたずねます。五十年代後半の財政問題の焦点は、財政再建が最優先の政治課題とされたことであり、赤字国債の脱却をどう図っていくかということであったと思います。五十八年度決算は、政府が公約してきた五十九年度赤字国債脱却の目標が完全に失敗に帰した年度であります。鈴木前内閣の財政収支試算では、五十八年度の赤字国債発行額は二兆円程度となっておりましたが、決算では六兆六千七百六十四億円の発行され、計画の三倍を超える発行に追い込まれ、五十九年度赤字国債脱却が完全に破綻したことは御承知のとおりであります。赤字国債脱却の失敗の原因は何だったのか。そして、再びその失敗を繰り返さないために何をなすべきか、総理及び大蔵大臣の答弁を求めます。

中曾根内閣は、これまでの財政再建が五年度程度と期間が短過ぎたことが失敗の一因として、財政再建期間を七年間に延長し、五十九年度以降毎年度一兆円の赤字国債発行削減を行うことにより、五年度脱却の公約を国民の前に提示してあります。しかし、初年度の五十九年度は五千二百五十億円の赤字国債発行削減が必要とされています。これは、五十九年度対比で二・二倍、六十年年度対比では、五十九年度対比で二・二倍、六十年年度対比では、一・五倍の赤字国債削減で、しかも五年間連続しなければなりません。この実行は安易でなく、過去何回かの財政再建が挫折、崩壊したと同じ軌道に落ち込んでいるように思われてなりません。と今後の見通しをただしたいと存じます。

さらに政府は、財政再建のいま一つの目標として、財政の対応力の強化を掲げておりますが、決算の数字から見る限り、赤字国債依存度、国債残高、国債費率、建設国債と赤字国債の発行比率及

び残高比率、さらに税率比率などのどれをとってみても対応力の強化されたものではなく、よくて横ばい、多くの指標は対応力が一段と弱まっております。財政再建を声高らかに主張する中曾根内閣のもとで、実体は財政体質が年々弱体化しているのであります。総理及び大蔵大臣の判断を伺います。

次に、中曾根内閣の柱として増税なき財政再建、強力な歳出削減を行っておりますが、その手法について若干の質問を行います。

第一は、国債整理基金特別会計への定率繰入停止問題は、五十七年度補正で緊急避難措置として実施されましたが、五十八年度は当初予算で措置され、以後六十年年度まで毎年実施され恒常化しております。このやり方は、各年度予算の伸び率をゼロに圧縮する有力な手段であります。反面、六十年年度末には同特別会計の国債償還の財源は枯渇に近く、このままでは六十一年度国債償還に事欠くところに追い込まれております。さらに、減債基金制度の機能と言われる国債信用の維持、有利な時点での国債買入れ償却、国債の異常値下がりの場合の買入れ支えなど、全然その機能が働かなくなり、制度の崩壊を招くに至っております。六十年年度末の国債残高は百三十三兆円に達し、その後もなお増し続けていく事態を前にして、減債基金制度を台無しにしてしまった政府の責任は重大であります。財政制度審議会も減債基金制度の維持強化を答申しておりますが、今後どう対処するつもりか、大蔵大臣の明快な答弁を求めます。

第二に、中曾根内閣の緊縮型財政運営は、表面的な数字を見る限り成功しているように見えますが、その実態は、国が当然負担し、支出しなればならない費用の繰り延べ、後送りという当面の糊塗策が余りにも多いことであり、その結果、六十年年度現在で後送りされた金額は九兆円から十兆円にも達し、財政再建も多分に見かけ倒しということになっております。また、予算編成で歳出の各費目に聖域は認められないというのが中

曾根総理のせりふであります。一般歳出伸び率はゼロないしマイナスという予算で、防衛費だけは五十八年度六・五％、五十九年度六・六％、六十年六・九％と異常突出であり、しかも年々伸び率を引き上げておりますことは異常であり、聖域扱い以外の何物でもありません。他方、国民生活関連経費や社会保障費、農業、中小企業など経済的弱者向けの経費は血も涙もない切り込み削減を行っており、これでは防衛費捻出のための歳出削減としか国民には映りませんが、政府は財政運営の姿勢を改めるべきだと思ひますが、いかがですか。

さらに、歳出削減のしわ寄せは公共事業にも及び、五十六年度以降五年間にわたって伸び率ゼロないしマイナスとなっております。この結果、政府の公共事業長期計画は軒並みおくれとなっており、このことに関連して、中曾根内閣の経済政策の羅針盤とも言える「一九八〇年代経済社会の展望と指針」でうたっているように、我が国の社会資本サービスはおくれであり、その一層の充実が求められております。これにこたえるため、「財政の制約のもとではあるが、快適な国民生活を実現する基盤の着実な整備を促進する」という公約がありますが、この公約に違反した政策運営になっていないでしょうか。また、異常な政府の社会資本投資の削減が内需型経済成長の足を大きく引っぱっていることなどを考慮した場合に、社会資本整備に対する対策の変更を行うべきであるとも考えますが、いかがですか。総理、大蔵大臣の答弁を求めます。

第三に、税問題について質問いたします。中曾根総理は、今国会で戦後税制の見直しを打ち出されましたが、今、国民が一番望んでいるのは公正、公平な税制ではないかと思ひます。不公平税制の象徴とも言われるクロヨンについても、財政当局は建前論に終始し、その存在すら真正面から認めていないように思われますが、そうした姿勢で本当に国民の期待する税制度への改革ができませんか。

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)

五十八年度の会計検査院の決算検査報告では、百九十一の税務署において徴収不足等の事態を指摘しております。さらに、最近の新聞報道では、首都圏の赤字会社を調査したところ、八五％が税金逃れのインチキ赤字であり、弁護士士の所得調査では九二％の人が税金をごまかしており、その他パチンコ業、不動産業など、例年脱税の高ランクの業種は相変わらず多額の脱税を行っており、まことにまじめに働く納税者から見れば、やり場のない怒りが充満しているのが実情であります。また、我が国の企業の海外進出の増加に伴い、海外の系列会社を利用したり、税金逃避地を利用する税金逃れも年々ふえております。中曾根総理、シャープ税制の根本見直しの前に、政府はまず脱税を許さないシステムと不公平税制の改革こそ緊急の課題ではありませんか。税制度に対する不信が蔓延することを放置しておいて税制改正を唱えても国民は政府を信頼しないとと思ひますが、税制改革の手順、方法の問題について、総理、大蔵大臣の見解を求めます。

第四に、最近目に余る企業犯罪防止について政府の見解を求めます。私は、五十七年度決算審査を通じ、福島交通と日本債券信用銀行の問題、サラ金問題などについて議論し、不正は是正に努めてまいりました。しかし、最近ではリッカーミシンの粉飾決算、日本信販の不正融資、急成長産業ともはややされていく京セラの無許可の人工関節販売、さらに三菱石炭の高島鉱業所、南大夕張鉱業所の坑内爆発による多数の死傷者の発生等々、まさに企業のもうけ主義と自分の会社さえよければという姿勢が目につくものがあります。民間活力の時代などと言われる世間の風潮に、企業の経営者は社会や国民に對し傲慢に振る舞い、社会との調和や社会的責任を忘れる傾向が強まっております。この一連の不祥事件に政府はどのように対処していかるとされるのか、総理並びに通産大臣の答弁を求めます。

第五に、国鉄再建問題は国の財政再建に極めて重要なかわりを持つ政治課題であります。しかし、国鉄再建監理委員会は今日まで参議院の運輸、決算、予算委員会への出席に極めて消極的であり、出席しても亀井委員長は極めて抽象論で具体性がなく、参議院運輸委員会では一切議論がかみ合いません。しかし、一方ではテレビや新聞を悪用して、北海道、四国、九州の離島分割論や、本州を新幹線別に四つに分割するとか、自動車をも十二分割するとか、あるいは余剰人員の首切り基準を示すなど、次々とアドバルーンを上げて世論の動向を見きわめております。あまつさえ、越権行為である仁杉国鉄総裁の更迭を表明するなど、その秘密主義、独善主義、思い上がりの運営に對して社会党は強い不満を表明し、かかる委員会の答申では国民全体の合意と納得を得られないし、財政再建にも寄与しないと信じています。政府はかかる運営のあり方に厳しく注目すべきだし、七月下旬の答申を控えた今日、亀井委員長はひとつ国会の關係委員会に具体的問題を提起して十分に意見の交換をすることはもちろん、現在教育臨調が実施しているような、例えば中央、地方の公聴会を開いて国民の意見を聞くこと、二つには各政党と意見を十分に交換すること、三つ目には各政界と意見を十分に開くこと、また国鉄の特異性から、利用者あるいは利用者の代表の意見を聞くこと、あるいは地方自治体の意見を聞くなど、十分に關係方面の意見を聞いた上で答申案づくりに着手すべきだと確信いたします。

また、余剰人員対策で亀井委員長は特に特別立法を必要とするとしていますが、社会党は、答申のいかんを問わず、政府が国鉄職員を生首を切ったり、家族を路頭に放り出すような立法措置は絶対にに行うべきではないと信じます。監理委員会の運営の改革並びに特別立法について、総理及び運輸大臣の見解と答弁を求めます。

最後に、六年間もこの院で継続しておりますい

わゆる会計検査院の院法改正について、総理大臣の決意を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君登壇、拍手) 目黒議員にお答えをいたします。〕

まず、内需主導型の経済運営方針についての御質問でございます。五十八年度までの数年間を見ますと、内需が下がってきたというのは御指摘のとおりでございます。これは第二次石油ショックの後遺症及びそれらに基づく世界経済の停滞、こういう関係が予想以上にひどかったということでございます。しかし、五十九年度は設備投資の順調な増加等から内需の伸びは政府当初見通しを上回りました。さらに六十年度におきましても引き続き内需を中心に着実な拡大が見込まれております。

すなわち、五十八年度におきましては、当初の経済成長見通し三・四％が三・九％ではございましたが、内需の寄与率は二・八％から二・二％に下がっております。これは御指摘のとおりでございます。しかし、GNPは上がっております。GNPの当初予想四・一が五・三に上がっております。内需の寄与率も三・六から四に上がっております。六十年度も大体順調に続いていると考へられております。今後とも政府としては機動的な経済運営に努めまして、内需を中心いたしまして景気の持続的拡大を図ってまいりたいと思ひます。

自由貿易の発展と堅持のための取り組み方でございますが、我々は、貿易国家といたしまして、自由貿易体制の維持強化にさらに努力していくと同時に、調和ある対外経済關係の形成、さらに世界経済活性化、特に発展途上国の活性化に向かつて積極的に努力してまいりたいと思ひます。そのためには保護主義の抑止、貿易の拡大均衡を目指しまして、御指摘のとおり内需中心の経済活動に努力してまいり、さらに我が国市場へのアク

六六九

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

國務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)

六七〇

セスの一層の改善に努めると同時に、アメリカの高金利あるいは強いドル、ドル高の是正等についても努力してまいりたいと思っております。

財政再建への姿勢でございますが、先ほど申し上げましたように、第二次石油危機という予期せぬ事態のために五十九年度赤字公債依存体質からの脱却の実現は不可能になりました、まことに遺憾でございます。政府といたしましては、新しい内閣のもとに、六十五年度特例公債依存体質からの脱却という新しい努力目標をつくりまして、今全力を尽くしておるところでございます。そのためには歳入の徹底的な見直し、あるいは税外収入の増大、あるいは民活の活用等々を今行い、さらに経済政策の運用も機動的に行うよう努力しておるところでございます。五十九年度、六十年年度予算におきましても、歳入歳入の一般的、総合的な見直しを行ひまして、皆様方にもいろいろ御審議を願つたところでございます。

我が国の財政事情は、中期の展望におきましても依然として厳しい状況に置かれております。したがって、六十五年度赤字公債依存体質からの脱却という努力目標の達成は容易ならざる課題ではあると思ひますが、これが着実な実現に向けて今後とも努力してまいりたいと思ひます。財政体質の改善に関する評価の問題でございますが、公債依存度の低下が見られてきておりまして、財政体質は徐々に改善されてきておられると思ひます。歳出額に対する公債依存度を見ますと、五十四年度におきましては三・七％でございますが、本年度の見直しは二・二％に公債依存度を下げたわけでございます。しかし、なお我が国は巨額の公債残高を抱え、利払いについても相当の経費を今配当しておるわけでございまして、このために政府はさらに六十五年度特例公債依存体質からの脱却の目標に向けて全力を尽くさなければならぬと考へておるわけでございます。

次に、予算編成に関する繰り延べそのほかの措

置に関する御質問でございますが、昭和六十年年度予算は、行財政改革等を強力に推進するという基本方針のもとに、歳出の徹底した削減合理化を基本に行うよう努力したつもりで、そのために、それぞれの財政事情のもとに種々の工夫を行ひ、ぎりぎりの努力を払つたところでございまして、福祉予算につきましても、老人であるとかあるいは心身障害者福祉施策の充実であるとか、保健事業や高齢者の就業機会の確保等についてはきめ細かく配慮したところでございます。防衛費につきましても、我が国に必要なぎりぎりの最小限の防衛費を計上したつもりでございます。社会保障費と防衛費の比率にいたしましては、本年度予算におきましては社会保障費が九兆五千億、防衛費が三兆一千億、約三分の一というところでございまして、バランスはとれているものと考えております。

公共事業費の関係につきましては、この厳しい財政事情のもとにおきまして、実質的に社会資本の整備に重点を配慮しつつ事業費をふやすよう努力したところでございます。大体、事業費といふことは、昨年度に比べて三・七％上回る水準を確保する予定でございます。

次に、税制改革の問題でございますが、おっしゃる通りに税制の基本は公平、公正というところが基本であると思ひます。さらに私は、シャウプ以来の税制の大改革を課題として受けとめておりまして、公平、公正、簡素、選択、活力という点に重点を置いて見直していただきたく存じておるところでございます。租税特別措置につきましても、一貫して整理合理化に努めておるところでございますが、五十九年度の改正におきましても帳簿その他の納税環境の整備等につきましても御審議も願ひ、努力もしておるところでございます。なお、執行面につきましても、適正かつ公平な課税を実現するために努力しております。今後とも努力してまいりたいと思ひます。

企業経営者の社会的責任につきましましては、最

近、リッカーの事件その他が起りまして、甚だ残念なことでございます。それぞれの内容に応じまして被害者の救済、事故原因の究明、法律的責任の追及等に努力し、今後ともこの方針は不変でございます。企業の経営者も社会的責任を自覚されてその社会的責任の遂行に努力することは、もとより企業が社会の構成員の一員であることから当然のことでありまして、この点は大いに企業の皆様方にも自戒を求めたいと思つておるところでございます。

国鉄再建監理委員会の運営の方針でございますが、私は亀井委員長は実によくやってくださつておると感謝しておるところでございます。ほとんど本業は放棄いたしましたこの審議会の仕事に専念するぐらいに努力しておられるのでございまして、国会につきましても、出席いたしましていろいろ御答弁も申し上げておるところでございます。今後ともできるだけ国会や国民の皆様方に御理解をいただくように要請いたしたいと思つておるところでございます。

国鉄再建監理委員会の運営につきましては、国鉄当局あるいは組合の皆さん、学識経験者等関係方面の意見を幅広く聞いておられるものと承知しております。できるだけ各方面の意見を聞かれるように希望する次第でございます。

国鉄の余剰人員対策の問題は、これは国鉄再建を進める上に非常に重大な問題であると政府も認識しております。答申が出ましたならば、それを検討いたしまして十分慎重に対処してまいり、それを検討いたしまして十分慎重に対処してまいり、それを内閣全体として取り組むべき問題であると考えておる次第であります。

会計検査院法の改正問題につきましては、先般来いろいろ御答弁申し上げましたが、いわゆる政策金融に著しい支障を生ずることなく会計検査の充実強化を図ろう、そういう考えで積極的に会計検査院とも相談し、各省とも協議したところであり、いわゆる肩越し検査の実施に当たりまして

は、政府関係機関を指導監督する関係各省庁がその円滑な実施のために必要な指導を行う、そういうことで二月の十三日に内閣より主務官庁に対してその旨の通達を行い、会計検査院にも了承していただいたところでございます。

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕  
○国務大臣(竹下登君) ます、目黒さんのお尋ねの第一は、赤字国債脱却が失敗した原因をどういうふうにご認識しているか、ごうい御指摘であります。

確かに、五十九年度脱却、これを目標として財政改革を進めてまいりました。しかし、第二次石油危機という予期せざる事態の発生を契機として、我が国経済の成長が大幅に鈍化し、これに伴って我が国財政の状況は一層厳しいものとなりました。すなわち、五十六年、五十七年度と引き続き税収の伸びが急激に鈍化したことによりまして、五十六年度決算では、先ほどの趣旨説明にも申しましたように、多額の決算調整資金からの繰り入れを行わなければならなかった。また、五十七年度は補正予算において三兆円以上の特例公債の追加発行を余儀なくされた。このような我が国経済、財政を取り巻く環境の大変化と、その結果、遺憾ながら従来の目標としてきた五十九年度脱却の実現を断念せざるを得なくなった、このような状況でございます。このため、政府は改めて「一九八〇年代経済社会の展望と指針」、これを五十八年の八月に閣議決定をして、そこで対象期間中に特例公債依存体質からの脱却に努め、そしていよいよ再度脱却目標を設定し、今後ともその努力目標の達成に向けて最大限の努力を続けていかなければならぬという状態でございます。それから次の御質問は、数字を正確にお読みになりまして、財政の体質の弱体化に対する御指摘でありました。

これは総理からもお答えがございましたが、五十四年ピーク時三・七、そして五十八年は二



昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号 國務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)

○議長(木村陸男君) 刈田貞子君。

〔刈田貞子君登壇、拍手〕

○刈田貞子君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十八年度決算について、中曾根総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず最初に、昭和五十八年度財政運営についてであります。基本的には相も変わらぬ後年度へのツケ回し、つじつま合わせが行われた非常に問題が多い財政運営であったと言わざるを得ません。そして人事院勧告の凍結、これに伴う年金、恩給の物価スライド停止、私学助成の後退、生産者米価の据え置き、六年にわたる課税最低限の据え置きによる実質的増税、社会保険料、公共料金の引き上げなど、政府のとった政策はただ庶民を苦しめるだけのものであります。特に、共産党を除く与野党間で、五十八年度中に景気浮揚に役立つ相当規模の所得税減税の実施が合意され、政府もこの合意を尊重すると言明していたにもかかわらず、約束が十分果たされなかったことはまことに遺憾であります。

昭和五十八年度財政運営において不公平税制を温存させ、勤労者に過酷な負担を負わせ、十分な所得税減税を行わなかったために、実質可処分所得が伸び悩み、個人消費の回復に支えられた持続的な景気拡大が今もって実現していないのであります。内需拡大に消極的な総理は、これらについてどのように認識され、また、どのように反省をなさっておられるのか、お伺いをいたします。

一方、昭和五十八年度の経常収支は、政府見通しの倍以上の二百四十二億ドルの黒字となりました。このような巨額な経常黒字の発生は、五十八年度経済がアメリカの景気回復と輸入原油価格の値下がりという外的要因に助けられたものであって、政府の経済政策の無策を外需がカバーしたという実態を物語るに当たって、この内需拡大を怠った五十八年度経済運営の結果こそが、黒字幅拡大によって貿易

摩擦を一層激化させ、今日アメリカを初めとした諸外国からの強い市場開放要求となつてあらわれているのではないのでしょうか。総理の御所見をお伺いするものであります。

次に、当面している内需拡大に不可欠の所得税減税など税制問題についてお伺いをいたします。総理は、昨年来しばしば税制問題について言及されておりますが、その内容が全く示されないため、国民は先行きの不透明と不安感を募らせております。この際、総理が率直に真意を御披露されることを強く要望いたします。

まず私は、大型間接税の導入について強く反対し、政府に対しその導入の画策をやめるよう要求するものであります。総理のお考えを伺います。また、減税問題は、当面、与野党間の減税協議、対外経済問題諮問委員会が答申した内需拡大のための税制上の配慮が課題になっております。税制の抜本改革とあわせてこれらをもどのように調整し、いつその具体的方策を示されるのか、お伺いをいたします。

特に与野党で合意され、私もその早期実施を要求している所得税減税及び政策減税は、アメリカ経済の減速が現実化しつつある上に、春闘の賃上げも実質ベースでは昨年と変わらないことなどから、今や待ったなしの実情にありまます。私は、総理が国民生活を守るとともに内需拡大を図る見地から、速やかにその実施を御決断されるべきであると思っておりますが、総理並びに大蔵大臣の御所見を伺います。

五月十五日に開かれた最高会計検査機関アジア地域の第三回総会と第二回国際セミナーを兼ねた開会式に出席された総理は、「予算の執行が公正かつ効率的に行われることが肝要であり、その任に当たるとる会計検査院に寄せる国民の期待はますます大きい」と祝辞を述べられておられます。会計検査

院の今後の使命の重大さをそこまで御認識なさっておられるのならば、その役割をさらに強化するための院法改正をなさなさいませんか、総理にお伺いいたします。これは我が党でも再三指摘してまいりました。また、衆参本会議でも幾たびか決議が行われたにもかかわらず、いまだ一度も国会提出がなされてはいないのは遺憾以外の何物でもありません。まさか肩越し検査に協力することでお茶を濁すようなことは考えていないと思っておりますが、お伺いをいたします。

次に、五十八年度会計検査院検査報告を見ますと、相も変わらぬ補助金不正に関する指摘が件数で七十四件、金額にして四十一億円と、過去五カ年度の中でも圧倒的に多くなつております。事態は改善されるどころか、恒常化、悪質化している感があるのであります。この改善について大蔵大臣の御所見を伺います。

次に、対ASEAN関係について総理に伺います。ASEAN諸国から、日本は先進国に対しての市場開放は熱心だが、途上国に対しては冷淡であると批判を受けております。総理は、この五十八年度にASEAN諸国を訪問し、幾つかの約束をしてこられました。それに従って骨なし鶏肉、パムオイル、バナナの関税率の引き下げ等努力があつたわけでありまます。これら一次産品に対するさらなる要求、不満を今日どうなさいますか。国内生産との調和を図りつつどのようにこたえていかれるのか、お伺いをいたします。

また総理は、同時に借約等の約束もしておられるわけですが、必ずしも十分約束が実行されていくことに対するいら立ちが、今日ASEAN諸国の強い要求につながっているものと思ひます。この点については今後どのように対処していきますか、お伺いをいたします。

最後に、国連婦人の十年についてお尋ねをいたします。全世界の女子の地位向上を目指し、平等、発

展、平和をスローガンに、国連主催による国際婦人年世界会議がメキシコにおいて開かれたのは一九七五年でありました。そして、ことしはその最終年であることは総理も御承知のとおりであります。この間、我が国においては一九七七年には婦人の十年国内行動計画が策定され、これに基づいて地位向上に関する作業が始められました。また、一九八〇年の国連婦人の十年中間世界会議では女子差別撤廃条約に署名し、あわせて、この会議で決定した雇用、健康、教育のサブテーマに沿つてその後の五年間努力が続けられてまいりました。そして、先般男女雇用機会均等法の成立によつて、一応女子差別撤廃条約の批准をという段階になったわけでありまます。まだまだ多くの問題が残されております。総理は、この十年の我が国における女子差別撤廃の現状をどう評価されておられるか、お伺いをいたします。

さらに、男女平等社会の実現は確実に達成されなければならぬ課題であります。男女雇用機会均等法だけをとりとめても、私どもが強く要望したにもかかわらず、雇用の入り口である募集、採用、さらに配置、昇進については企業努力義務に終わっており、女子差別の解消にはほど遠いものがあります。差別撤廃条約の批准が行われれば、この条約の指し示すところに従つてこの均等法を着実に見直し、条約の趣旨に沿つた形にしていくなさるべきであります。この点について総理のお考えを伺います。

また、本年七月のナイロビにおける世界会議は、国連婦人の十年の最終ゴールではなく、平等実現への第一歩であります。この最終年をもって国連婦人の十年の目指す努力が終つてはならないのであります。今後、平等の実現と女子差別撤廃に取り組み総理の御決意もあわせて伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 刈田議員にお答をいたします。

まず、五十八年度決算の概要についてお尋ねをいただきました。これは我が党でも再三指摘してまいりました。また、衆参本会議でも幾たびか決議が行われたにもかかわらず、いまだ一度も国会提出がなされてはいないのは遺憾以外の何物でもありません。まさか肩越し検査に協力することでお茶を濁すようなことは考えていないと思っておりますが、お伺いをいたします。

次に、五十八年度会計検査院検査報告を見ますと、相も変わらぬ補助金不正に関する指摘が件数で七十四件、金額にして四十一億円と、過去五カ年度の中でも圧倒的に多くなつております。事態は改善されるどころか、恒常化、悪質化している感があるのであります。この改善について大蔵大臣の御所見を伺います。

次に、対ASEAN関係について総理に伺います。ASEAN諸国から、日本は先進国に対しての市場開放は熱心だが、途上国に対しては冷淡であると批判を受けております。総理は、この五十八年度にASEAN諸国を訪問し、幾つかの約束をしてこられました。それに従って骨なし鶏肉、パムオイル、バナナの関税率の引き下げ等努力があつたわけでありまます。これら一次産品に対するさらなる要求、不満を今日どうなさいますか。国内生産との調和を図りつつどのようにこたえていかれるのか、お伺いをいたします。

また総理は、同時に借約等の約束もしておられるわけですが、必ずしも十分約束が実行されていくことに対するいら立ちが、今日ASEAN諸国の強い要求につながっているものと思ひます。この点については今後どのように対処していきますか、お伺いをいたします。

最後に、国連婦人の十年についてお尋ねをいたします。全世界の女子の地位向上を目指し、平等、発

展、平和をスローガンに、国連主催による国際婦人年世界会議がメキシコにおいて開かれたのは一九七五年でありました。そして、ことしはその最終年であることは総理も御承知のとおりであります。この間、我が国においては一九七七年には婦人の十年国内行動計画が策定され、これに基づいて地位向上に関する作業が始められました。また、一九八〇年の国連婦人の十年中間世界会議では女子差別撤廃条約に署名し、あわせて、この会議で決定した雇用、健康、教育のサブテーマに沿つてその後の五年間努力が続けられてまいりました。そして、先般男女雇用機会均等法の成立によつて、一応女子差別撤廃条約の批准をという段階になったわけでありまます。まだまだ多くの問題が残されております。総理は、この十年の我が国における女子差別撤廃の現状をどう評価されておられるか、お伺いをいたします。

さらに、男女平等社会の実現は確実に達成されなければならぬ課題であります。男女雇用機会均等法だけをとりとめても、私どもが強く要望したにもかかわらず、雇用の入り口である募集、採用、さらに配置、昇進については企業努力義務に終わっており、女子差別の解消にはほど遠いものがあります。差別撤廃条約の批准が行われれば、この条約の指し示すところに従つてこの均等法を着実に見直し、条約の趣旨に沿つた形にしていくなさるべきであります。この点について総理のお考えを伺います。

また、本年七月のナイロビにおける世界会議は、国連婦人の十年の最終ゴールではなく、平等実現への第一歩であります。この最終年をもって国連婦人の十年の目指す努力が終つてはならないのであります。今後、平等の実現と女子差別撤廃に取り組み総理の御決意もあわせて伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 刈田議員にお答をいたします。

まず第一問は、所得税減税と景気の問題でございます。我が国経済は五十八年初めより着実な回復を続け、五十九年に入って設備投資も大幅に増加するなど、景気は国内民需を中心に拡大をしつつあります。所得税減税につきましては、五十八年においていわゆる年内減税を実施し、五十九年には所得税、住民税合わせて一兆一千八百億円の本格減税を実施したところでございます。

五十八年度の経済運営と貿易摩擦の問題でございますが、米国の経済の急速な拡大、ドル高等に起因する我が国貿易収支の不均衡、あるいは我が国の市場が閉鎖的であるとの諸外国の不满等が対外経済摩擦の原因にございます。これらにつきましては、保護主義の抑止あるいは貿易の拡大均衡を目指し、内需中心の経済成長の達成を図るとともに、市場へのアクセスの一層の改善、輸入の促進等に努め、一方においては米国の高金利・ドル高の是正等を主張して、懸命に努力しておるところでございます。

いわゆる大規模な消費増税の問題につきましては、今後、税制調査会を中心として国民各層各方面の御意見を聞き取りたいと思っております。また、白紙でありますが、税体系の具体的なあり方については白紙でありますが、しかし、かねてから申し上げておるところであり、いわゆる多段階、大規模な消費増税云々といひまして、私はこれとはならないと申し上げております。いわゆる一般消費増税あるいは旧取引高増税、こういう型のものはやらないと申し上げておりますが、今後ともこれは変わらないところでございます。

所得税の減税問題、いわゆる政策減税の問題については、当面、政府としては五月九日の幹事長・書記長会談の結果を踏まえた野党政調・政審委員会会談の推移を見守っております。私には、これは将来の方針といたしまして、先般申し上げておるところであり、レーガン大統領が今度出した税制改正の内容については目下調査中でございますが、重大な関心を持ってこの推移を見守りたいと思っております。かねてから私は所得税、法人税の税率軽減あるいは簡素化等を念願している、やりたいと申し上げておるところでありまして、この考え方は変わっておりません。そういう意味におきまして、レーガン大統領が提案している内容等につきましても、今後どういう取り扱いを国会で受けていくか、よく見守ってまいりたいと思っております。

会計検査院法の問題については、いわゆる肩越し検査の実施等について政府関係機関の調整を行っております。先般二月十三日に内閣から主務官庁に對して通達を發出し、また会計検査院においても了承いただいたところでございます。

ASEAN諸国よりの市場開放要求の問題でございますが、ASEAN諸国の立場は我々は最大限に重視しておるつもりでございます。特惠関税の問題、あるいは開発途上国からの製品輸入の一層の拡大問題等についても努力をしております。先般、藤尾政調会長をASEAN諸国へ派遣いたしました。現地の方々の御意見も十分聞き取りたいと思っております。本年六月には日本・ASEAN経済閣僚会議も開催予定であります。したがって、個別品目の関税引き下げに係る決定は本年上半期中に行う所存でございます。

さらに、フォーアアップの問題でございますが、ASEAN地域は我が国が最重要地域としておるところであります。大体日本のODAはアジア地域に約七〇％向けられておるわけであり、そのアジア地域の重点はASEANにあると、こう言っても差し支えないところでございます。五十八年のASEAN訪問時に約束しました二国間の円借款、あるいは青年招聘計画、これは毎年七百五十人日本にお呼びするといふ計画、それからプラントリノベーション、これは目下実施中でございます。婦人の地位の問題でございますが、国連婦人の十年の目標を踏まえまして国内行動計画を策定し、これに沿って積極的に婦人に関する施策を推進し、相応の成果を達成していると思っております。今後とも男女平等の推進に鋭意努力してまいりたいと思っております。

雇用機会均等法につきましては、我が国の社会経済情勢を踏まえ、現段階においてはこれによって条約の要請を十分果たし得るものと考えております。今後はこの施行状況を勘案、検討いたしまして、必要があると思われるときは見直しを行っていく所存でございます。

婦人の地位向上は極めて重要な問題であります。今後十分努力してまいりたいと思っております。残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(竹下登君) 拍手〕  
○国務大臣(竹下登君) 私からお答えすべきものは二点でございます。まず一つは、与野党合意の所得減税、政策減税であります。この問題は、五月九日の幹事長・書記長会談の結果を踏まえた野党政調・政審委員会会談が二十九日にも第一回が行われたと承っておりますが、政府といたしましては、その御審議に際しあらゆる資料提出等御協力を申し上げます。今後その推移を見守るといふ立場に置かれておると承知いたしております。したがって、いわゆる税制固有の問題としていろいろ御議論がございまして、今、税の問題については三つの環境があると思っております。一つは総理から言明しておられます。按本改正を政府税調でお願いするという環境、いま一つは、今、刈田さんが御指摘なさいましたいわゆる与野党間の申し合わせ、いま一つは対外経済対策の諮問委員会から意見が出されておりますところの問題、この三つの調和をどのようにならして進めていくかということに今日留意していただければならないと思っております。

次の問題は、会計検査院から補助金が指摘されておるといふ問題でございます。まさにおっしゃいますとおり、まことに遺憾なことでありまして、これらの不当事項の原因の主なるものは、補助事業者等予算の執行に当たる者のモラルの欠如など関係者の不注意によるものが多くと考えられます。したがって、同じことが二度指摘されたりするようなことがないように、再発防止のためには、不当事項に対する厳重な処分を通じモラルの一層の確立に努めましますと、指摘を受けなかつた補助事業者等においても類似の指摘を受けることのないよう留意するように絶えず注意を喚起したいと考えております。大蔵省といたしましては、各省の予算・決算担当者会議、補助金等適正化中央連絡会議、そのまた幹事会、これらを開きまして周知徹底を図ってきておるところでございますが、今後とも関係各省の協力を得ながら、引き続き強力に指導をしてまいらるべきであると考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。



百万円に改め、同項第四号中「昭和五十九年度にあつては、三千六百三十八億円」を「昭和六十年年度にあつては、三千六百九十四億円」に改め、同条第二項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十年年度分」に、「千七百六十億円」を「千億円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 昭和六十六年度から昭和六十八年度までの各年度分の交付税の総額は、第一項の額に、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあつては三百五十五億円を加算した額とする。

4 附則第八条に次の一項を加える。  
 4 昭和五十九年度分の基準税額について第一項の規定により算定過少又は算定過大と認められる額を算定する場合においては、同項中

「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん譲与税にあつてはこれらの税目に係る昭和五十九年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行い事業に対する事業税にあつてはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれらに特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減取補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」とする。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用	
1	警察費	一 土木費	警察職員数	一人につき	六、六五三、〇〇〇円	
		2 道路橋り	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇	
		1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	四、〇三四、〇〇〇	
		2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八二、四〇〇	
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	八〇七、〇〇〇	
		1) 経常経費	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	一メートルにつき	二四、二〇〇	
		2) 投資的経費	港湾(漁港を含む。)における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、四八〇	
		4 その他の土木費				

経費	測定単位	単位	費用
三 (1) 経常経費	人口	一人につき	六六三
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、九七〇
三 教育費	教職員数	一人につき	三、一七九、〇〇〇
1 小学校費	教職員数	一人につき	三、二五七、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	五、二九二、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	三七、二〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	三五、九〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三、二〇六、〇〇〇
4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	一五、一〇〇
(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	六六八、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	七九〇、〇〇〇
5 その他の教育費	人口	一人につき	二、六六〇
四 厚生労働費	町村部人口	一人につき	五、七九〇
1 生活保護費	人口	一人につき	二、四九〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	三六一
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、四三〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五〇五
3 衛生費	人口	一人につき	六九〇、〇〇〇
4 労働費	失業者数	一人につき	五七、九〇〇
五 産業経済費	農家数	一戸につき	五二、六〇〇
1 農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	
(1) 経常経費			
(2) 投資的経費			

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

九 財源対策債 償還費	八 地方税減取 補てん債償還 費	七 災害復旧費	六 その他の行 政費	4 商工行政 費	3 水産行政 費	2 林野行政 費
昭五十一年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度の財源 対策のため該 各年度におき て地方債の額 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	世帯数 恩給受給権者数	人口	水産業者数 水産業者数	林野の面積 林野の面積
千円につき	千円につき	千円につき	一世帯につき 一人につき	一人につき	一人につき	一ヘクタールにつき 一ヘクタールにつき
一四五	一六八	七三三、〇〇〇 九五〇	七、五二〇 一、〇七六、〇〇〇	一、三九〇 六八、二〇〇 一、三四〇	一三九、〇〇〇 六八、二〇〇	二、六四〇 六、〇九〇

三 教育費	6 その他の 土木費	5 下水道費	4 公園費	3 都市計画 費	2 港湾費	1 消防費	十 地域財政特 例対策債償還 費
昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度の財源 対策のため該 各年度におき て地方債の額 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額	昭五十九年度 から昭五十六 年度までの昭 和五十八年度 及び昭五十九 年度におき て特別に発行 を許可された 地方債の額
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき
二六九	七九三	一四六	三三三 三一六	四七〇 五七八	八、四八〇 二一、六〇〇	六、〇一〇 九二、二〇〇 四四八、〇〇〇	八二

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

地方交付税法等の一部を改正する法律案

5	4	3	2	1	四	4	3	2	1
労働費	清掃費	保健衛生費	経常経費	経常経費	厚生労働費	その他の教育費	高等学校費	中学校費	経常経費
失業者数	人口	人口	人口	人口	市部人口	人口	教職員数	生徒数	児童数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六九〇、〇〇〇	四、〇九〇	二、八八〇	二、五一〇	二、五一〇	五、四二〇	四、六〇〇	五、四一〇、〇〇〇	五、〇五七、〇〇〇	二七、六〇〇

九	八	七	六	五
地方税減収補てん償還費	刃地対策事業償還費	災害復旧費	その他の行政費	産業経済費
地方税の減収補てんのため昭和五十九年度から昭和五十九年度においで各年度に発行を許可された地方債の額	刃地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	世帯数	農家数
千円につき	千円につき	千円につき	一世帯につき	一戸につき
一六八	八〇〇	二八七、〇〇〇	八、六七〇	二九、七〇〇

十 財源対策債 償還費	昭和五十一年度から昭和五十六年度まで、昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一四五
十一 地域財政 特別対策債 償還費	地域財政特別対策のため昭和五十七年度から昭和五十九年度まで、当該各年度において発行を許可された地方債の額	八二

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「当せん金付証券の発売」に改め、同条中「公共事業」の下に「その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業」を加え、「当せん金付証券法」を「当せん金付証券法(昭和二十三年法律第一百四十四号)」に、「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に改める。

第三十二条の二中「昭和六十年」を「昭和七十年」に、「百分の一」を「百分の十二」に改める。

(当せん金付証券法の一部改正)

第三条 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

当せん金付証券法  
本則中「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に、「当せん金品」を「当せん金品」に、「当せん金」を「当せん金」に、「当せん品」を「当せん品」に、「当せん」を「当せん」に改める。

第四条第一項中「公共事業」を「同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業(次項において「公共事業等」という。)」に改め、同条第二項中「公共事業」を「公共事業等」に改める。

千円につき

一四五

千円につき

八二

る公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業(次項において「公共事業等」という。)」に改め、同条第二項中「公共事業」を「公共事業等」に改める。

第五条第二項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自治大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高金額又は価格は、証券金額の二十万倍に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

第七条第一項第七号及び第九号第八号中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に改める。

第十一条第一項中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に、「引換」を「引換え」に改め、同条第二項中又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に、「責」を「責め」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(住民の理解を深めるための措置等)  
第十三条の二 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証券の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証券に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

第十四条中「経理」を「経理については」に、「これをなし、且つ」を「行い、かつ」に、「貸付」を「自治省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 受託銀行は、第十四条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、自治省令で定めるところにより、翌月の十日までに都道府県又は特定市に納付しなければならない。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第四条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、公庫が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中地方財政法第三十二条の改正規定及び第三条の規定並びに附則第五項から第七項まで及び第九項の規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、次項及び附則第四項に定めるものを除き、昭和六十年分の地方交付税から適用する。

3 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、昭和六十年分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。

4 昭和六十年度に限り、前項の規定によりその例によることとされる第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の適用については、同条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあるのは、「昭和五十九年三月一日から昭和六十年二月二十八日までの間にあって売り渡された製造たばこの本数」とする。

(地方財政法及び当せん金付証券法の一部改正)  
第二条の規定による改正後の地方財政法第三十二条の規定並びに第三条の規定による改正後の当せん金付証券法第四条、第五条第二項、第七条第一項第七号、第九号第八号及び第十一条の規定は、昭和六十年十月一日以後の日を発売日の初日とする当せん金付証券について適用し、同年九月三十日以前の日を発売日の初日とする当せん金付証券については、なお従前の例による。

6 第三条の規定による改正後の当せん金付証券法第十四条の規定は、当せん金付証券の発売等(同法第六条第一項に規定する当せん金付証券の発売等をいう。以下この項において同じ。)に関する経理で昭和六十年十月一日以後に行われるものについて適用し、当せん金付証券の発売

等に関する経理で同年九月三十日以前に行われ  
るものについては、なお従前の例による。

7 第三条の規定の施行前にした行為及びこの附  
則の規定により従前の例によることとされる当  
せん金付証券に係る同条の規定の施行後にした  
行為に対する罰則の適用については、なお従前  
の例による。

8 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二  
十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正  
する。  
附則第五條第一項中「昭和五十九年度から」を  
「昭和六十年から」に改め、「昭和五十九年度  
分」は「昭和五十九年度分の借入金限度額」と  
いう。「昭和五十九年度分の借入金限度額から  
昭和五十九年度分の借入金のうち一般会計に  
帰属させることとした五兆八千二百七十七億  
六千九百四十一億千九百四十一円」を「五兆  
六千九百四十一億千九百四十一円」に、「昭和  
六十年年度分等の借入金限度額」に改める。

附則第六條中「昭和五十九年度」を「昭和六  
十年度」に改める。  
附則第七條を次のように改める。  
(一) 一般会計からの繰入金  
第七條 第四條の規定による一般会計からの繰  
入金の額は、同条の規定により算定した額  
に、昭和六十年年度にあつては千億円を、昭和  
六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそ  
れぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあ  
つては三百五十億円を加算した額とする。

9 (自治省設置法の一部改正)  
自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十  
号)の一部を次のように改正する。  
第四條第二十七号及び第五條第二十二号中

「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に改め  
る。  
第十條第十三号中「当せん金付証券」を「当せ  
ん金付証券」に改める。

○金丸三郎君 御報告いたします。  
ただいま議題となりました法律案は、地方交付  
税法を改正し、昭和六十年年度の地方交付税の総額  
について一千億円の特別加算を行うなど所要の措  
置を講ずること、生活保護基準の引き上げ、教職  
員定数の改善、国庫補助負担率の引き下げその他  
制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を  
措置するため単位費用を改正すること、地方財政  
法、当せん金付証券法等を改正し、宝くじの最高  
賞金額に対する制限の緩和、収益金使途の拡大、  
公営企業金融公庫納付金制度の改善及び債券発行  
規定の整備を図ることなどを主な内容とするもの  
であります。

委員会におきましては、地方財源の充実強化、  
補助率削減のあり方、先行投資事業の財政負担、  
国民健康保険財政、地方行革大綱等の諸問題につ  
いて熱心な質疑が行われたのであります。  
質疑を終局し、討論に入りましたところ、本  
法律案に対し、日本社会党を代表して上野委員、公  
明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党  
を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表し  
て三治委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由  
国民会議を代表して岩上委員より賛成の意見が述  
べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多  
数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた  
しました。  
なお、本法律案に対しては、地方独立財源  
の保障等に関する附帯決議が行われました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしま  
す。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。  
よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 児童扶養手当法  
の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、  
第百二回国会衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員  
長遠藤政夫君。

審査報告書  
児童扶養手当法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきもの  
と議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和六十年五月二十八日  
社会労働委員長 遠藤 政夫  
参議院議長 木村 睦男殿

第三条第一項の改正規定中「改める」を「改め、  
同条第二項第十四号中「附則第四十六項」を「附則  
第四十五項」に改める」に改める。  
第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項  
とし、第一項の次に一項を加える改正規定を削  
る。  
第七條第一項を改め、同条第四項を削る改正規  
定を次のように改める。  
第七條第四項を削る。  
附則第二條中同条第一項第一号を「新法第四  
條第一項第一号」に改める。  
附則第五條を削る。

附則第六條中「既認定者等」を「この法律の施行  
の際この法律による改正前の児童扶養手当法(次  
条第二項において「旧法」という)第六條の規定に  
よる認定を受けている者又はこの法律の施行の際

同条の規定による認定の請求をしている者であつ  
て新法第六條の規定による認定を受けたもの(次  
条第一項において「既認定者等」という)に改め、  
同条を附則第五條とし、附則第七條から第九條ま  
でを一条ずつ繰り上げる。  
附則第十條のうち第三十六條及び第三十七條の  
改正規定のうち第三十六條中「附則第六條」を「附  
則第五條」に改め、附則第十條を附則第九條とし、  
附則第十一條を附則第十條とし、附則第十二條を  
附則第十一條とする。  
附則第十三條のうち附則第三十五條の改正規定  
中「第三條第三項第十五号」を「第三條第二項第十  
五号」に改め、附則第十三條を附則第十二條とす  
る。

附則第十四條のうち附則第二十八條の改正規定  
中「第三條第三項第十六号」を「第三條第二項第十  
六号」に改め、附則第十四條を附則第十三條と  
し、附則第十五條を附則第十四條とする。  
附則第十六條のうち附則第五項の改正規定中  
「第三條第三項第十七号」を「第三條第二項第十七  
号」に改め、同条を附則第十五條とする。

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、近年における離婚の急増等母子  
家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、児童扶  
養手当制度を母子家庭の生活の安定と自立の促  
進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的  
とする福祉制度に改めるものであつて、所得に  
応じた段階的な手当額制、支給期間の有期化、  
離婚した父の所得制限及び地方負担の導入等の  
措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置  
と認め、手当の支給期間は、期限を設ける  
ことなく、支給すべき事由が消滅するまで支給  
する旨の修正を行った。  
なお、別紙の附帯決議を行った。  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

一、費用  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

一、費用  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

一、費用  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

一、費用  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

一、費用  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

一、費用  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

一、費用  
本法施行に伴い、昭和六十年年度一般会計予算

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

において、約三十四億四千万円の支出減が見込まれていたが、衆議院修正により約一億二千二百万円の支出増が見込まれる。

なお、本修正により、昭和六十年年度においては、特に費用を要しないが、恒常時において、約二百四十億円(昭和六十年年度ベース)の支出増が見込まれる。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見  
修正は、やむを得ない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、手当の全部又は一部停止の所得限度額決定に当たっては、離別母子世帯の生活の実態をも勘案し、今後適切な配慮を図ること。

二、父子家庭及び養育者が祖父母である家庭等の増加に対応し、今後きめ細かな施策を検討すること。

三、児童扶養資金(仮称)制度の運用に当たっては、その趣旨に照らし、子が高等学校及び大学就学中の場合、償還金の支払いを猶予する等特段の配慮を行うこと。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

昭和六十年四月十九日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

(小字及び一は衆議院修正)  
児童扶養手当法の一部を改正する法律案  
児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十三号)

八号)の一部を次のように改正する。  
第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

2 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

第三条第一項中「別表第一」を「政令」に改める。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前に在学する児童を含むものとする。

第四条第一項中「国」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「別表第二」を「政令」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 父が引き続き一年以上遺棄している児童  
第四条第一項に次の一号を加える。

六 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童  
第四条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第六号及び第七号

中「別表第二」を「前項」に改め、同項第三号に規定する政令

で「に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、父及び母が共にない児童(父がなく、かつ母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童を含む。)の養育者に対し、手当を支給する。

第四条に次の二項を加える。

12 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、父及び母が共にない児童(父がなく、かつ母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童を含む。)の養育者に対し、手当を支給する。

15 4 第一項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する児童(同時に同項第二号から第六号までのいずれかに該当する児童を除く。)については、手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の前年(当該手当に係る第六条の規定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合にあつては、前々年。以下この項において同じ)における当該児童の父の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族(当該児童を除く。)及び当該父の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父が婚姻を解消した日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父が日本国内に住所を有しないこと、父の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

16 5 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

16 5 第五条中「三万二千七百円」を「三万三千元」に、「三万七千七百円」を「三万八千元」に改める。

16 5 第六条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至つた日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七条第一項中「翌月」の下に「(以下この項において「支給開始月」という。)」を、「消滅した日」の下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しなかつた後再びその要件に該当するに至つた場合において「支給開始月」という。)」を加え、同条第四項を削る。

第九条中、「受給資格者」の下に「(第四条第二項第二号又は第四号に該当し、かつ、母がない児童その他政令で定められている養育者を除く。以下この条において同児童)」を加え、「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、「七月までは、」の下に「政令の定めるところにより、その全部又は一部を」加え、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 手当は、受給資格者(前条第二項に該当する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条第一項中「前前年」を「前々年」に、「前三条」を「前九条から前条まで」に改め、同条第二項中「受けた者は」の下に、「政令の定めるところにより」を加え、「金額を国」を「金額の全部又は

するに至つた日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七条第一項中「翌月」の下に「(以下この項において「支給開始月」という。)」を、「消滅した日」の下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しなかつた後再びその要件に該当するに至つた場合において「支給開始月」という。)」を加え、同条第四項を削る。

第九条中、「受給資格者」の下に「(第四条第二項第二号又は第四号に該当し、かつ、母がない児童その他政令で定められている養育者を除く。以下この条において同児童)」を加え、「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、「七月までは、」の下に「政令の定めるところにより、その全部又は一部を」加え、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 手当は、受給資格者(前条第二項に該当する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条第一項中「前前年」を「前々年」に、「前三条」を「前九条から前条まで」に改め、同条第二項中「受けた者は」の下に、「政令の定めるところにより」を加え、「金額を国」を「金額の全部又は

は一部を都道府県に改め、同項第一号中「当該被災者の当該損害」を「当該被災者」(第九條第二項に該当する養育者を除く。以下この号において同じ。)(の当該損害)に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該被災者(第九條第二項に該当する養育者に限る。以下この号において同じ。)(の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて第九條の二に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当(第十三條中「第九條」を「第四條第六項の規定は、第九條に、」は、政令で定める)について準用する)に改める。

第二十一條中「行なり」を「行」に改め、同條を第二十一條の二とし、第四章中同條の前に次の一條を加える。

(費用の負担)  
第二十一條 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県が負担する。

第二十三條第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十九條第一項中「厚生大臣又は」を削り、当該児童の下に、第四條第一項第一号に該当する児童の父」を加え、同條第二項中「厚生大臣又は」を削り、「別表第一若しくは別表第二に」を「第三條第一項若しくは第四條第一項第三号に規定する政令で」に改める。

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

二條とし、第三十四條を第三十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

(経過措置)  
第三十四條 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第三十五條中「五万円」を「三十万円」に改める。  
第三十六條中「一万円」を「十万円」に改める。  
別表第一及び別表第二を削る。

附則  
施行期日  
第一条 この法律は、昭和五十九年十一月一日から施行する。ただし、附則第八條第一項の規定は、同条八月一日から、第七條第四項を削る改正規定は昭和六十年十一月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際この法律による改正前の児童扶養手当法(以下旧法)という。第六條の規定による認定を受けている者又は附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第六條の規定による認定を受けた者(以下既認定者等という。)(のうち、この法律による改正後の児童扶養手当法(以下新法)という。)(第四條に規定する児童扶養手当(以下手当)という。)(の支給要件に該当しない者であつて引き続き旧法第四條に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、新法による手当

を支給する。  
(支給要件に関する経過措置)  
第三条 新法第四條第五項の規定は、この法律の施行後に父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)(を解消したことにより同条第一項第一号に該当するに至つた児童についての手当(以下手当)に適用する。

(手当額に関する経過措置)  
第四条 新法第五條の規定は、昭和五十九年十一月以降の月分の手当について適用し、同年十月以前の月分の額については、なお従前の例による。  
(認定の請求に関する経過措置)  
第五条 新法第六條第二項の規定は、この法律の施行後に手当の支給要件に該当するに至つた者の当該手当の認定の請求について適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第六條の規定による認定の請求をしている者に対しては、なお従前の例により認定するものとする。  
(支給期間に関する経過措置)  
第七条 既認定者等に対する手当の支給については、新法第七條第一項中「支給開始月(手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合においては、初めて受けた認定に係る支給開始月とする。)(の初日」とあるのは、「昭和五十九年十一月一日」とする。  
八 昭和五十九年十一月一日とする。  
九 七年(とあるのは「七年」児童扶養手当法の一部を改正する法律昭和六十年法律第 号の施行後)とする。

(支給制限に関する経過措置)  
第八条 昭和五十九年八月から同年十月までの月分の手当の支給の制限については、旧法第九條から第十一條まで及び第十二條第一項中「翌年の七月」とあるのは、「十月」とする。

12 昭和五十九年十一月から昭和六十年七月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條から第十一條までの規定中「八月」とあるのは「十一月」と、新法第十二條第一項中「その損害を受けた月」とあるのは「その損害を受けた月(十一月以降の月に限る。)(とする。

第九条 既認定者等に係る昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條中「前年」とあるのは「前年(昭和六十年一月から同年七月までの月分の手当については、前々年)」と、「政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは」とあるのは「政令で定める額以上であるときは、昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までは」と、新法第十二條第二項第一号中「第九條」とあるのは「児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第九條において読み替へられた第九條」とする。

(費用負担に関する経過措置)  
第十条 既認定者等に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。  
(手当の支給事務に関する経過措置)  
第十一条 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

2 前項の規定による昭和五十九年十一月以前の月分の手当の支払に関する事務については、旧

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

六八一

法第三十二条の規定は、なおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第六項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

第六十条第六項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六 児童扶養手当に要する経費

第十条の四第七号中「児童扶養手当」を削る。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

(児童扶養手当に要する経費に係る特例)

第三十六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第...)

法律(昭和五十九年法律第...)

附則第十...

第十...の規定にかかわらず、国が、その全額を負担する。

第三十七条 削除

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第一号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十六条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五條の二 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 支給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとする。

と」の下に、「同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とを〇加える。

第二十六條中「第五條第二項」の下に、「第五條の二」を加え、「第七條」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十七條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「第三條第二項第十六号」を「第三條第三項第十五号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十八條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條中「第三條第二項第十七号」を「第三條第三項第十六号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十九條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

〔遠藤政夫君登壇、拍手〕

○遠藤政夫君 ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足いたしました児童扶養手当制度を基本的に見直し、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度に改めるものであります。

その主な内容は、父母が婚姻を解消した児童についての手当は、当該児童の父の所得が政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、支給しないものとする。手当額を児童一人の場合月額三万二千七百円から三万三千元に引き上げること。手当の認定の請求期限を五年とすること。手当は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間を限度として支給するものとし、七年経過後も義務教育終了まで支給できるものとする。手当は、支給資格者の所得が政令で定める額以上であるときは、その全部または一部を支給しないものとする。手当の支給に要する費用は、国が十分の八、都道府県が十分の二を負担するものとする。こと等でありま

と」の下に、「同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とを〇加える。

第二十六條中「第五條第二項」の下に、「第五條の二」を加え、「第七條」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十七條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「第三條第二項第十六号」を「第三條第三項第十五号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十八條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條中「第三條第二項第十七号」を「第三條第三項第十六号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十九條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

〔遠藤政夫君登壇、拍手〕

○遠藤政夫君 ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足いたしました児童扶養手当制度を基本的に見直し、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度に改めるものであります。

その主な内容は、父母が婚姻を解消した児童についての手当は、当該児童の父の所得が政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、支給しないものとする。手当額を児童一人の場合月額三万二千七百円から三万三千元に引き上げること。手当の認定の請求期限を五年とすること。手当は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間を限度として支給するものとし、七年経過後も義務教育終了まで支給できるものとする。手当は、支給資格者の所得が政令で定める額以上であるときは、その全部または一部を支給しないものとする。手当の支給に要する費用は、国が十分の八、都道府県が十分の二を負担するものとする。こと等でありま

委員会におきましては、離婚した父の所得制限、手当額の段階制、支給期間の有期化、地方負担導入、父の扶養義務の履行確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表し、佐々木理事より、手当の支給期間は、期限を設けることなく、支給すべき事由が消滅するまで支給することとする等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合より、それぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 国際観光振興会法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第六 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十八日

運輸委員長 鶴岡 洋  
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、周辺整備空港ごとに設立されている空港周辺整備機構を統合して、その業務を一元的に行う組織とすることにより、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を効率的に行おうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一 機構の統合によつて、大阪国際空港及び福岡空港の空港周辺対策が後退することのないよう十分配慮すること。

二 空港と周辺地域の調和ある発展を図るため、未利用の移転補償跡地等の積極的活用を図るとともに、空港周辺整備事業の一層の推進を図ること。

三 航空機騒音に係る環境基準の達成のため、原因者負担の原則に基づき財源の確保を図り、航空機騒音対策を一層推進すること。

右決議する。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十年四月十六日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「周辺整備空港」とを削る。

第二十一条中「当該機構に係る周辺整備空港の名称を表わす文字及び周辺整備機構」を「空港周辺整備機構」に改める。

第三十二条中「理事五人」を「副理事長一人、理事七人」に改める。

第三十三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「理事長」の下に「及び副理事長」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

第六十九條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七十條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第四十四條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

2 副理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第三十三條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

第三十四條第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第三十五條第一項中「三年」を「二年」に改める。

第三十七條第三項中「理事」を「その任命に係る役員」に改める。

第三十九條中「理事長との」を「理事長又は副理事長との」に改める。

第四十條第二項中「十人」を「二十人」に改める。

第四十四條第二項中「前項第八号」を「第一項第八号」に改め、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託により、特定飛行場の周辺地域において緑地帯その他の緩衝地帯の造成を行うことができる。

第五十二條第一項中「当該機構に係る周辺整備空港の名称を冠した周辺整備債券」を「空港周辺整備債券」に改め、同条第二項中「当該債券に係る」を削る。

第六十二條第一号中「第四十四條第二項」を「第四十四條第三項」に改める。

第六十八條第一項中「一万円」を「十万円」に改める。

六八三

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

六八四

第七十一条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「旧法」という。)第三章の規定により設立された空港周辺整備機構(以下「旧機構」という。)については、旧法は、附則第四条第一項の規定により旧機構が解散するまでの間は、なおその効力を有する。この場合には、改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「新法」という。)第二十二條第二項の規定は、適用しない。

(新機構の設立についての特例)  
第三条 新法第三章の規定による空港周辺整備機構(以下「新機構」という。)の設立については、新法第二十五條第一項中「関係地方公共団体の長及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に関する対策について学識経験を有する者十人以上」とあるのは「関係地方公共団体の長、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第二条に規定する旧機構の理事長及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に関する対策について学識経験を有する者十人以上」と、同条第二項中「定款及び事業計画書を作成し、関係地方公共団体に對し機構に對する出資を募集しなければならない」とあるのは「定款及び事業計画書を作成しななければならない」と、新法第二十六條中「前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して」とあるのは「定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して」と、新法第三十條第一項中「前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく」とあるのは「遅滞なく」として、これらの規定を適用し、新法第二十九條第二項の規定は、適用しない。

(旧機構の解散等)

第四条 旧機構は、新機構の成立の時に對して解散するものとし、その時における旧機構に對する政府及び地方公共団体の出資金に相當する金額は、それぞれ新機構の設立に際し政府及び地方公共団体から新機構に對して出資されたものとする。

2 前項の規定により旧機構が解散したときは、その時において、旧機構の一切の権利及び義務は、新機構が承継する。

3 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 旧法第五十二條第一項の規定による周辺整備債券は、新法第五十二條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。

2 前条第二項の規定により新機構に承継される旧機構の長期借入金に係る債務については旧法第五十三條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。(非課税)

第六条 附則第四条第二項の規定により新機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課することができない。(最初の事業年度等に関する経過措置)  
第七条 新機構の最初の事業年度は、新法第四十

六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 新機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十七條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前(旧機構については、附則第二条の規定によりなお効力を有する旧法の失効前)にした行為及び附則第四条第四項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

國際觀光振興會法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

運輸委員長 鶴岡 洋

参議院議長 木村 陸男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、國際觀光振興會の行く日本人海外觀光旅客に對する業務を整理合理化するとともに、役員に任命規定等について所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律案の施行のため、別に費用を要しない。

國際觀光振興會法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。昭和六十年四月十九日

参議院議長 坂田 道太  
衆議院議長 木村 陸男殿

國際觀光振興會法の一部を改正する法律案  
國際觀光振興會法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「旅行に関する情報の提供その他日本人海外觀光旅客の旅行の円滑化に必要な」を「旅行の安全に関する情報の提供等の」に改める。

第十三條中「役員は」を「会長及び監事は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 副会長及び理事は、運輸大臣の認可を受け、会長が任命する。

第十四條第一項中「副会長及び理事」を「及び副会長」に、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十六條第一項及び第二項中「運輸大臣は、」を「運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二十四條第一項第四号中「旅行に関する」を「旅行の安全に關し配慮すべき事項について、」に改め、「旅行事情につき」を削る。

第二十九條に次の一項を加える。

3 振興會は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行の際現に副会長又は理事である者は、その際改正後の第十三條第二項の規定により副会長又は理事として任命されたものとみなす。  
3 前項の規定により任命されたものとみなされる副会長又は理事の任期は、改正後の第十四條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の

際におけるその者の副会長又は理事としての残任期間と同一の期間とする。  
 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めるとの件  
 右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

運輸委員長 鶴岡 洋  
 参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
 本件は、福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することに付いて国会の承認を求めようとするものであつ

て、妥当な措置と認める。  
 一、費用  
 本法施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めるとの件  
 右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。  
 昭和六十年四月十九日

衆議院議長 坂田 道太  
 参議院議長 木村 睦男殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めるとの件  
 運輸省設置法第四十三條第一項の規定により、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

別紙	名称	位置	管轄区域
筑豊自動車検査登録事務所	福岡県嘉穂郡庄内町	直方市 飯塚市 田川市 山田市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡	

〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

○鶴岡洋君 たいだいま議題となりました二法案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
 まず、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、大阪、福岡両空港周辺整備機構を統合して、その業務を一元的に行う組織とすることに

より、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を効率的に行おうとするものであつて、その主な内容は、第一に、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を行う空港周辺整備機構は、一を限り設立されるものとする。第二に、空港周辺整備機構は、特定飛行場の設置者等の委託により、特定飛行場周辺の緑地帯等の造成を行うことができること。第三に、大阪国際空港

周辺整備機構及び福岡空港周辺整備機構は、空港周辺整備機構の成立のときに解散するものとし、大阪、福岡両機構の一切の権利義務は、空港周辺整備機構が承継すること等でありました。  
 委員会におきましては、現地調査を行うとともに、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
 なお、本法律案に対し、大木理事より、各派共同提案に係る、機構の統合によつて大阪国際空港及び福岡空港の空港周辺対策が後退することのな

いよう十分配慮すること等三項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。  
 次に、国際観光振興会法の一部を改正する法律案は、臨時行政調査会の答申等を踏まえて、国際観光振興会の行う日本人海外観光客に対する業務を、旅行の安全に関する情報の提供等の業務に整理合理化するとともに、役員任命方法及び任期等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。  
 質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
 最後に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めるとの件は、福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の現状にかんがみ、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局の下部組織として筑豊自動車検査登録事務所を設置するため、国会の承認を求めようとするものであります。

決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。  
 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。  
 本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。  
 よつて、本案は可決されました。  
 次に、国際観光振興会法の一部を改正する法律案の採決をいたします。  
 本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。  
 よつて、本案は可決されました。  
 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めるとの件の採決をいたします。  
 本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。  
 よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第七 中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)  
 日程第八 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるとの件(衆議院送付)  
 以上両件を一括して議題といたします。

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号

中小企業技術開発促進臨時措置法案外一件

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長降矢敬義君。

審査報告書

中小企業技術開発促進臨時措置法案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年において技術革新が急速かつ広範に進展していること及びこの技術の進展とあひまつて中小企業をとりまく需要構造が著しく変化していることにかんがみ、通商産業大臣が作成した技術開発指針に照らしてその技術開発計画が適当であると認定された中小企業者等に、中小企業投資育成株式会社法、中小企業信用保険法の特例及び試験研究費賦課金の任意償却等課税の特例を認めるほか、国が技術開発事業の実施に必要な資金の確保に努めること等によつて中小企業の技術開発を促進しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

特に費用を要しない。

中小企業技術開発促進臨時措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

中小企業技術開発促進臨時措置法案  
中小企業技術開発促進臨時措置法

第一条 この法律は、最近における技術革新の急

速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずることにより、中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調和ある発達とを図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。  
一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの  
二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの  
三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの  
四 企業組合  
五 協業組合  
六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

第三条 通商産業大臣は、技術開発に関する指針(以下「技術開発指針」という。)を定めなければならない。  
二 技術開発指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項  
二 中小企業者及び組合等が採るべき技術開発の実施方法に関する事項  
三 その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項  
通商産業大臣は、技術革新の進展その他経済事情の変化のため必要があると認めるときは、技術開発指針を変更するものとする。

第四条 中小企業者及び組合等は、技術開発に関する研究開発を行うときは、技術開発指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

第五条 前条第一項の認定を受けた中小企業者及び

九号)第三十四条の規定により設立された社團法人で中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。  
この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。  
一 中小企業者(第一項第六号に掲げる者を除く。次条第二項及び第四項、第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第六条第一号並びに第十一条において同じ。)が技術(生産、販売又は役務の提供の技術で、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。以下同じ。)に関する研究開発を行うこと(当該中小企業者が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む。)  
二 組合等が技術に関する研究開発を行うこと(当該組合等又はその構成員が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む。)  
第三条 通商産業大臣は、技術開発に関する指針(以下「技術開発指針」という。)を定めなければならない。  
二 技術開発指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項  
二 中小企業者及び組合等が採るべき技術開発の実施方法に関する事項  
三 その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項  
通商産業大臣は、技術革新の進展その他経済事情の変化のため必要があると認めるときは、技術開発指針を変更するものとする。

び組合等は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、その住所を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同項の計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「技術開発計画」という。)が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた中小企業者若しくは組合等が技術開発計画に従つて技術開発事業の実施をしていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(資金の確保)

第六条 国は、次に掲げる者による技術開発計画(第二号に掲げる者にあつては、その者を構成員とする同号の組合等に係る技術開発計画)に従う技術開発事業の実施に必要な資金(以下「技術開発事業資金」という。)の確保に努めるものとする。

一 第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等

二 前号に規定する組合等(以下「認定組合等」という。)の構成員たる中小企業者

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第七條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一十号)第八條第一項各号に掲げる事業のほか、前条各号に掲げる者(以下「認定中小企業者等」という。)のうち資本の額が一億円を超える株式会社で同項第一号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものが技術開発計画(認定組合等の構成員たる中小企業者にあつては、当該認定組合等に係る技術開発計画。以下同じ。)に従つて技術開発事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株又

は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債(その転換により発行された株式を含む。)の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債(その転換により発行された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第八條第一項第一号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第八條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條の六第一項に規定する新技術企業化保険(以下単に「新技術企業化保険」という。)の保険関係で、技術開発関係保証(同項に規定する債務の保証で技術開発事業資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについては、同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「一億三千万円(中小企業技術開発促進臨時措置法第六條に規定する技術開発事業資金(以下単に「技術開発事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」と、「二億円」とあるのは「二億六千万円(技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、同条第二項中「一億円」とあるのは「一億三千万円(技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」とする。

2 信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証(技術開発関係保証でその保証について担保(保証人の保証を除く。)を提供させないものをいう。以下同じ。)をした場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係(新技術企業化保険の保険関係で無担保保証に係るものをいう。以下同じ。)の保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該中小企

業者についての無担保保証保険関係の保険価額の合計額が三千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係の保険料の額については、この限りでない。

(課税の特例)

第九條 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該技術開発計画に従つて実施する技術開発事業に係る試験研究(以下「技術開発計画に係る試験研究」という。)に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し技術開発計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、技術開発計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

4 認定組合等の構成員たる中小企業者が技術開発計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(技術開発の促進のための措置)

第十條 国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定中小企業者等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一條 都道府県知事は、第四條第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二條 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(地方税法の一部改正)

第三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第 号)第四條第一項の規定による認定を受けた同法第二條第二項に規定する組合等が当該認定に係る同法

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

中小企業技術開発促進臨時措置法案外一件

六八八

第四條第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業(これに係るものとして政令で定める事業を含む。)の用に供する土地附則第三十二條の第三項中「次條第一項及び第二項」を「次條第一項から第三項まで」に、「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第八項とし、同條第六項の表の下欄中「附則第三十二條の第三項から第五項まで」を「附則第三十二條の第三項から第六項まで」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四條第一項の規定による認定を受けた同法第二條第二項に規定する組合等(以下本項及び次條第三項において「組合等」という。)が当該認定に係る同法第四條第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一條の第三十二條第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一條の第三十四條第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第二項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前條第六項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に

係る同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一條の四十一條第八項の規定を準用する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第 号)の施行に関すること。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めの件  
右は多数をもって承認すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和六十年五月三十日

商工委員長 降矢 敬義  
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本件は、鉱山保安行政の効率的推進を図るため、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置することについて国会の承認を求めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用  
特に費用を要しない。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和六十年五月二十三日  
衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東東北鉱山保安監督部	仙 台 市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県 静岡県
関東東北鉱山保安監督部東京支部	東 京 都	東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県 静岡県

〔降矢敬義君登壇、拍手〕

○降矢敬義君 ただいま議題となりました両件につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、中小企業技術開発促進臨時措置法案は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するため、それに必要な技術の向上を図る観点から、通商産業大臣が定めた技術開発指針に基づいて、中小企業者及び組合等が技術開発計画を作成し、都道府県知事がこれを認定すること、及び国は、認定組合等の構成員たる中小企業者の技術開発事業に必要な資金の確保に努めることなどを定めるとともに、中小企業投資育成株式会社の特例及び課税の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、本法の適用対象となり得る中小企業の範囲、技術開発指針に盛り込まれる内容、本法で言う技術が著しい新規性を有するものに限定される理由などについて質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

委員におきましては、鉱山保安行政の現状と今後の方向等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。まず、中小企業技術開発促進臨時措置法案の採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めの件の採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(木村睦男君) 日程第一〇 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めの件(衆議院送付)

以上二件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長北修二君。

○議長(木村睦男君) 日程第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めの件の採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(木村睦男君) 日程第一〇 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めの件(衆議院送付)

以上二件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長北修二君。

○議長(木村睦男君) 日程第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の農業事情の変化等に対応し、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別の共済掛金率を設定する方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本制度が災害対策の基幹として重要な役割を果たしていることにかんがみ、制度の損失補償内容の充実、事業運営の実効性を確保することとし、農業経営の安定と健全な発展に資するよう、次の事項に留意し、万全の措置を講ずべきである。

一 共済掛金及び事務費に係る国庫負担については、農業災害の特殊性と農家負担の現状を考慮し、必要額を確保しつつ、農業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を期するため、適切に措置すること。

二 危険段階別の共済掛金率の設定については、相互扶助の精神に影響を及ぼすことのないよう、画一的指導及び強制をしないこと。

また、その設定に当たっては、実効ある無事故割引制度を包含し得る設定方法となるよう留意すること。

三 農作物共済の当然加入基準の引上げについては、地域の実態を十分考慮し、制度運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

四 肉牛の子牛共済の実施に当たっては、適正な共済額を設定する等適正な運用に努めること。

なお、既に係る共済掛金国庫負担割合については、その引上げを検討すること。

五 果樹共済については、加入の促進に努めるとともに、果樹農業を取り巻く今後の環境変化や農家の保険需要に即応した制度のあり方につき、事務の簡素化、事業責任分担の改善等を含め検討すること。

六 畑作物共済の対象作物の範囲の拡大の可能性について、十分調査検討を行うこと。

七 各種共済事業について、引受、損害評価方法の簡素化に極力努める等効率的な事業運営を行い得るよう配慮すること。

八 本制度の機能強化を期するため、地域の実態に十分考慮しつつ共済団体の組織整備の強化を図るとともに、制度の多様化に対処し、共済制度の普及及び共済団体職員等の研修養成の一層の充実を図ること。

九 本制度の効果を一層発揮させるため、融資制度等他の施策との連携が十分なされるよう配慮すること。

右決議する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十年五月九日  
衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案  
農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五號)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「その区域を二以上の地域に分けその各地域につき」を「危険段階別の」に、「住所の存する地域に係る地域基準共済掛金率」を「に係る危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率」に改め、同条第三項中「その者の住所の存する地域又は地域の属する危険段階の收穫基準共済掛金率」を「その者の当該收穫基準共済掛金率」に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

率」に改め、同条第三項中「收穫基準共済掛金率」の下に「その者が組合員等である組合等が同条第五項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率」を加える。

第十三條の二「牛」の下に「若しくは牛の胎児」を加える。

第十三條の三第一項中「その者の住所の存する同項の区域又は地域の属する危険段階の收穫基準共済掛金率」を「その者の当該收穫基準共済掛金率」に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

二 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

三 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

四 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

五 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

六 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

七 その者が組合員等である組合等が第二百二十條の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫基準共済掛金率)に改め、同項に次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率」を加える。

第十三条の四中「畑作物基準共済掛金率」の下に「(その者が組合員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その者に係る危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率)」を加える。

第八十四条第一項第三号中「肉豚」を「牛の胎児及び肉豚」に改め、同項第七号中「をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

肉牛(乳牛以外の牛をいう。以下同じ。)の子牛等(前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児をい。省令で定める生育の程度に達したものに限り。以下同じ。)は、定款の定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができ。

第八十五条の七中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第二項及び第四項」に改める。

第九十九条第一項第八号中「第八十四条第三項」を「第八十四条第四項」に改める。

第七十七条第三項を次のように改める。  
組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に於いて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合においては、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共

済掛金率に一致するように定めるものとする。第八十八条第四項の次に次の一項を加える。  
組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、畜産共済の共済責任期間による種別ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に於いて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畜産共済の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畜産共済の共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の畜産共済基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

「牛をいう」を「牛並びに肉牛の胎児をいう。以下同じ」に、「馬又は」を「(肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済にあっては、肉牛の子牛等を含む。)、同号に掲げる馬又は同号に掲げる」に改め、同条第三項中「肉豚」を「肉牛の子牛等及び肉豚」に改める。

第一百一条の六第一項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」に改め、「当該牛の下に」若しくは牛の胎児で同条第二項の省令で定める生育の程度に達しているものを加え、「又は種豚で同号に掲げるものとなつたとき」を「若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している肉牛の胎児が同項の省令で定める生育の程度に達したとき」に改め、同条第二項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げ

るもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」に改め、「当該牛」の下に「若しくは牛の胎児で同条第二項の省令で定める生育の程度に達しているもの」を加え、同条第三項中「当該家畜は」を「当該家畜又は牛の胎児は」に、「付した家畜で」を「付した家畜牛の胎児を含む。以下同じ。」で「に改める。

第一百四条の二第一項第一号中「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係」を「乳牛の雌、種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係並びに肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的としない家畜共済に係るもの」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものにあつては、組合員等ごとに次の価額を合計した金額

イ 当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額  
ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に、第八十四条第二項の省令で定める生育の程度に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額

第一百四条の二第二項中「又は第三号の家畜を」を「若しくは第四号の家畜又は同項第二号イの牛(次に掲げるものを除く。)」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。  
第一項第二号イの牛であつて、その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。

第一項第二号ロの牛の胎児の価額は、省令の定めるところにより、その母牛の価額を基礎として算定される金額とする。

第一百五十一条第一項中「第八十四条第一項第三号」の下に「及び同条第二項」を加え、「次項から第四項まで」を「以下この条に改め、同項第一号中「第六項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第十項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第六項」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第四項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同条第五項から第七項までを次のように改める。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に於いて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した率とする。

一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲(第一百一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率

二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙(第一百一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率

前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険

第六九〇



昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

農業災害補償法の一部を改正する法律案外一件

六九二

号の率若しくは第七項第三号の率として定めることができる。

第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、三年ごとに一般に改定する。

第一百六条第一項中「前条第四項」を「前条第二項」に改め、同条第四項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改める。

第一百二十条の六第一項中「百分の七十」の下に「(第百二十条の三の二第二項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち省令で定めるものにあつては、百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において省令で定める割合)」を加える。

第一百二十条の七第一項中「次条の規定により共済掛金を割り引く組合等にあつては第一号の率に第二号の率を乗じて得た率、その他の組合等にあつては第一号の率とする」を「その区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金を下らない範囲内において定款等で定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項」を「前項又は第七項」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十一項の次に次の一項を加える。

組合等は、第八項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険

段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

第一百二十条の七第六項の次に次の一項を加える。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の収穫基準共済掛金を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その収穫危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

第一百二十条の七の二を削る。

第一百二十条の九第一号中「係る果樹」の下に「又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹」を加える。

知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

第一百二十条の二十の二 農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る園芸施設共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としないものとする。

第一百二十条の二十三第一項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済」とその他の園芸施設共済との別を「園芸施設共済の共済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済」とその他の園芸施設共済との別を「園芸施設共済

の共済目的等による種別」に改め、同項の次に次の一項を加える。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲を下らない範囲内で定款等で定める率及び同項第二号の率を合計した率とし、その危険段階共済掛金標準率甲は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額を重みとする各危険段階共済掛金標準率甲の算術平均が同項第一号の共済掛金標準率甲に一致するように定めるものとする。

第一百二十四条第三項各号を次のように改める。

一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害として省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率(同条第六項、第七項又は第八項の規定によ

る



昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

農業災害補償法の一部を改正する法律案外一件

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

審査報告書

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に關し承認を求めるとの件

昭和六十年五月三十日

農林水産委員長 北 修二 参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、国有林野事業の改善を図るため、長野管林局と名古屋管林局とを統合し、長野管林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋市内に名古屋管林支局を設置しようとするものであつて、おおむね妥當な措置と認める。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に關し承認を求めるとの件

昭和六十年五月二十三日

衆議院議長 坂田 道太 参議院議長 木村 睦男殿

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に關し承認を求めるとの件

農林水産省設置法第三十一条、第三十二条第二項及び第三十三条第二項の規定により、長野管林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋管林支局を設置する必要があるため、別紙のとおりその変更及び設置について、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

Table with columns: 名称, 位置, 管轄区域. Rows: 長野管林局 (長野市), 名古屋管林支局 (名古屋), 名古屋管林支局 (愛知県 富山県 岐阜県 新潟県のうち中魚沼郡の一部を除く)

別紙
北修二君(拍手)
ただいま議題となりました法律案及び承認を求めるとの件につきまして、委員会における審査の結果を御報告いたします。

まず、農業災害補償法改正案は、最近の農業事情及び農家の保険需要の変化等に対応し、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別に共済掛金を定めることができることとする方式の導入、農作物共済の共済

掛金に係る国庫負担方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等農業災害補償制度の改善・合理化の措置を講じようとするものであります。

運営の適正化、共済団体の事業基盤の強化、政令改正による農作物共済の当然加入基準の引き上げの理由とその影響など各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

まず、農業災害補償法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
[賛成者起立]
過半数と認めます。
[賛成者起立]
過半数と認めます。
[賛成者起立]
過半数と認めます。
よつて、本件は承認することに決しました。

士又は土地家屋調査士の登録事務を日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会に移譲するとともに、官公署等が公共の利益となる事業に關して行方不動産の登記の嘱託等の手續の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、司法書士又は土地家屋調査士を社員とする民法第三十四条の規定による社団法人が当該嘱託等に係る事務を受託してこれを処理することができるものとする制度を創設しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について努力すべきである。

- 一 日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会の運営については、その自主性を高めるよう引き続き検討すること。
- 二 司法書士及び土地家屋調査士の業務の専門性にかんがみ、その資質・能力の向上を図るため、両連合会及び各単位の行方研修に協力すること。
- 三 公共嘱託登記司法書士協会及び同土地家屋調査士協会の設立許可に關しては、両連合会の意見を尊重して行方。
- 四 公共嘱託登記の協会制度がその目的を達成するよう関係諸機関にその趣旨の周知徹底を図ること。
- 五 不動産登記法第十七条の地図については、更にその整備を図ること。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和六十年四月二十三日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案  
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（司法書士法の一部改正）  
第一条 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「終り」を「終わり」に改め、同条第五号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改め、同条第六号中「若しくは計理士の登録をまつ消され、土地家屋調査士の登録を取り消され、又は」を「登録を抹消され、又は土地家屋調査士」に改める。

第六条中「その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた司法書士名簿に」を「日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 司法書士名簿の登録は、日本司法書士会連合会が行う。

第六条の五を削る。  
第六条の四中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 日本司法書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該司法書士に書面により通知しなければならない。  
3 第六条の三第一項後段及び第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

第六条の四を第六條の九とし、同条の次に次の三条を加える。  
（登録拒否に關する規定の準用）

第六条の十 第六條の五第一項及び第三項の規定は、第六條の八第一項又は前條第一項の規定による登録の取消しに準用する。  
（登録及び登録の取消しの公告）

第六条の十一 日本司法書士会連合会は、司法書士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。  
（登録事務に關する報告等）

第六条の十二 法務大臣は、必要があるとき第六條の十二 法務大臣は、必要があるときは、日本司法書士会連合会に対し、その登録事務に關し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることが出来る。  
第六條の三 中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条第四号中「第四條第一号から第四号まで又は第六號」を「第四條各号の」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第六條の八とする。

2 司法書士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該司法書士が所属し、又は所属していた司法書士会を經由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六條の二の見出しを「（登録の拒否）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項各号列記以外の部分を次のように改め、同條を同條第一項とする。  
日本司法書士会連合会は、前條第一項の規定による登録の申請をした者が司法書士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由に

その登録を拒否しようとするときは、第十七條の五に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。  
第六條の二に次の一項を加える。  
2 日本司法書士会連合会は、当該申請者が前項第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。  
第六條の二を第六條の三とし、同條の次に次の四條を加える。  
（登録に關する通知）  
第六條の四 日本司法書士会連合会は、第六條の二第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。  
（登録を拒否された場合の審査請求）  
第六條の五 第六條の三第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第九十号）による審査請求をすることが出来る。  
2 第六條の二第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して前項の審査請求をすることが出来る。  
3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、日本司法書士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。  
（所属する司法書士会の變更の登録）  
第六條の六 司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとする

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

六九六

するときは、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に、所属する司法書士会の変更の登録の申請をしなければならぬ。

2 司法書士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する司法書士会にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の申請をした者が第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとつていないときは、日本司法書士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。

(登録事項の変更の届出)

第六条の七 司法書士は、司法書士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する司法書士会の変更を除く)が生じたときは、遅滞なく、所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(登録の申請)

第六条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるとき事項その他法務省令で定める事項を記載し、司法書士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

第七条第二項を削る。

第十二条第三号を次のように改める。

三 業務の禁止

第十三条の見出しを「(聴聞)」に改め、同条第一項中「第六条の二第二項、第六条の四又は」を

削り、「若しくは」を「又は」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に、「聴聞」を「聴聞」に改め、同条第二項及び第三項中「聴聞」を「聴聞」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に改める。

第十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第七号中「規定」の下に「(入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む)」を加える。

第十五条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十五条の五第一項中「司法書士の登録又は登録の移転」を「第六条の二第一項の規定による登録の申請又は第六条の六第一項の変更の登録」に改め、同条第二項中「登録の移転」を「変更の登録」に改める。

第十六条中「若しくは」を「又は」に、「違反し、又は」を「又は」に、「該当する」を「違反する」に改める。

第十七条第二項中「事務を」の下に「行い、並びに」を「行い、並びに」を加え、同条第三項中「事務を」を加える。

第十七条の二中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 司法書士の登録に関する規定

第十七条の四の次に次の五条を加える。

(登録審査会)

第十七条の五 日本司法書士会連合会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、日本司法書士会連合会の請求により、第六条の三第一項第二号若しくは

第三号の規定による登録の拒否又は第六条の九第一項の規定による登録の取消しについて審議を行うものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本司法書士会連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、法務大臣の承認を受けて、司法書士、法務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(公共嘱託登記司法書士協会)

第十七条の六 司法書士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士でなければならない。

3 協会の理事の定数の過半数は、社員でなければならない。

4 協会は、第二項の司法書士が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

(協会の業務)

第十七条の七 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき第二条第一項各号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る第二条第一項各号に掲げる事務を、司法書士会に入会している司法書士でない者に取り扱わせてはならない。

(司法書士に関する規定の準用)  
第十七条の八 第八条の規定は、協会に準用する。

(司法書士会の助言)

第十七条の九 司法書士会は、所属の司法書士が社員である協会に対し、その業務の執行に關し、必要な助言をすることが出来る。

第十八条中「業務執行」の下に「並びに協会の設立及び業務執行」を加える。

第十九条の見出し中「取締」を「取締り」に改め、同条第一項中「司法書士でない者」の下に「(協会を除く。)」を加え、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第二条に規定する業務を行つてはならない。

第十九条に次の一項を加える。

4 協会でない者は、公共嘱託登記司法書士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十条中「法務局又は地方法務局の長」を「日本司法書士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十一条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会が第十七条の八において準用する第八条の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十三条第一項中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「前項の罰」を「前項の罪」に改める。

第二十五条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。  
2 協会が第十九条第二項の規定に違反したと

きは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定に違反した者  
二 第十九条第四項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条第二項又は前三条(前条第一号を除く)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十三条の次に次の一条を加える。  
第二十四条 協会が第十七条の七第二項の規定に違反したときは、その違反に係る第二十条第一項各号に掲げる事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(土地家屋調査士法の一部改正)  
第二条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改め、同条第六号中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第八号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改める。

第六条中「その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた土地家屋調査士名簿に」を「日本土地家屋調査士会連合会(以下「調査士会連合会」という。)に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号

第八条の三を削る。

第八条の二中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「調査士会連合会」に改め、同条第一号及び第二号中「とき」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

2 調査士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該調査士に書面により通知しなければならない。  
3 第八条第一項後段及び第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

第八条の二を第八条の七とし、同条の次に次の三条を加える。  
(登録拒否に関する規定の準用)  
第八条の八 第八条の三第一項及び第三項の規定は、第八条の六第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。

(登録及び登録の取消しの公告)  
第八条の九 調査士会連合会は、調査士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(登録事務に関する報告等)  
第八条の十 法務大臣は、必要があるときは、調査士会連合会に対し、その登録事務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる。

第八条中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長を調査士会連合会」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「とき」を「とき」に改め、同条第四号中「第四条第一号から第四号まで又は第六号から第八号まで」を「第四条各号の一」に、「とき」を「とき」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八条の六とする。

2 調査士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該調査士が所属し、

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

又は所属していた調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第七条の見出しを「登録の拒否」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分を除くように改め、同項を同条第一項とする。

調査士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が調査士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当すると認められたときは、その登録を拒否しなければならない。

この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第十七条の五に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。  
第七条に次の一項を加える。  
2 調査士会連合会は、当該申請者が前項第一号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者とその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

第七条を第八条とし、同条の次に次の四条を加える。  
(登録に関する通知)  
第八条の二 調査士会連合会は、第七条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)  
第八条の三 第八条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 第七条第一項の規定による登録の申請をし

六九七

た者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して前項の審査請求をすることができ

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、調査士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(所属する調査士会の変更の登録)  
第八条の四 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に、所属する調査士会の変更の登録の申請をしなければならない。

2 調査士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する調査士会にその旨を届け出なければならない。  
3 第一項の申請をした者が第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとつていないときは、調査士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。  
(登録事項の変更の届出)  
第八条の五 調査士は、土地家屋調査士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する調査士会の変更を除く)が生じたときは、遅滞なく、所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の次に次の一条を加える。  
(登録の申請)  
第七条 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会(以下「調査士会」という)を経由して、調査士会連合会に登録申

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

第九條第二項を削る。

第十三條第一項第三号を次のように改める。

三 業務の禁止

第十三條第二項中「第七條第二項、第八條の二又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に、「聴聞」を「聴聞」に改め、同条第三項及び第四項中「聴聞」を「聴聞」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に改める。

第十五條中「左の」を「次の」に改め、同条第六号中「規定」の下に「(入金金その他の入金についての特別の負担に関するものを含む。)」を加える。

第十五條の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十五條の二第二項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十五條の五第一項中「調査士の登録又は登録の移転」を「第七條第一項の規定による登録の申請又は第八條の四第一項の変更の登録」に改め、同条第二項中「登録の移転」を「変更の登録」に改める。

第十六條中「若しくは」を「又は」に、「基く」を「基づく」に、「違反し、又は第八條の二各号の一に該当する」を「違反する」に改める。

第十七條の見出し及び同条第一項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改め、同条第二項中「日本土地家屋調査士会連

合会」を「調査士会連合会」に改め、「事務」の下に「行い、並びに調査士の登録に関する事務」を加える。

第十七條の二(見出しを含む)中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 調査士の登録に関する規定

第十七條の三及び第十七條の四中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改める。

第十七條の四の次に次の五号を加える。

(登録審査会)

第十七條の五 調査士会連合会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、調査士会連合会の請求により、第八條第一項第二号若しくは第三号の規定による登録の拒否又は第八條の七第一項の規定による登録の取消しについて審議を行うものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、調査士会連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、法務大臣の承認を受けて、調査士、法務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

第十七條の六 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調

査士協会と称する民法第三十四條の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士でなければならない。

3 協会の理事の定数の過半数は、社員でなければならぬ。

4 協会は、第二項の調査士が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

(協会の業務)

第十七條の七 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第二條に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらに必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手續を、調査士会に入会している調査士でない者に取り扱わせてはならない。

(調査士に関する規定の準用)

第十七條の八 第十一条の規定は、協会に準用する。

(調査士の助言)

第十七條の九 調査士は、所属の調査士が社員である協会に対し、その業務の執行に関し、必要な助言をすることができる。

第十八條中「業務執行」の下に「並びに協会の設立及び業務執行」を加える。

第十九條の見出し中「取締り」を「取締り」に改め、同条第一項中「調査士でない者」の下に「(協会を除く。)」を加え、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第二條に規定する土地又は家屋に関する調査、測

量、これらに必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手續をすることを業とすることができない。

第十九條に次の一項を加える。

4 協会でない者は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十條中「法務局又は地方法務局長」を「調査士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十一條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会が第十七條の八において準用する第十条の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十四條中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十三條第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 協会が第十九條第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條を第二十四條とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第三項の規定に違反した者

二 第十九條第四項の規定に違反した者の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一條第二項又は前三条(前条第一号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十三條 協會が第十七條の七第二項の規定に違反したときは、その違反に係る第二條に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらが必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を取り扱い、又は取り扱わせた協會の理事又は職員は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超え一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條中司法書士法第十七條の四の次に五條を加える改正規定(同法第十七條の五に係る部分を除く)、同法第十八條及び第十九條の各改正規定、同法第二十條の改正規定(金額を改める部分に限る)、同法第二十一條から第二十三條までの各改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十四條の改正規定、同法第二十五條とし、同條の次に二條を加える改正規定並びに同法第二十三條の次に二條を加える改正規定並びに第二條中土地家屋調査士法第十七條の四の次に五條を加える改正規定(同法第十七條の五に係る部分を除く)、同法第十八條及び第十九條の各改正規定、同法第二十條の改正規定(金額を改める部分に限る)、同法第二十一條及び第二十二條の各改正規定、同法第二十四條の改正規定、同條を同法第二十七條とする改正規定、同法第二十三條の改正規定、同條を同法第二十四條とし、同條の次に二條を加える改正規定並びに同法第二十二條の次に二條を加える改正規定並びに附則第三條及び第四條の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の司法書士法(以下「新司法書士法」という。)第四條第五号の規定及び第二條の規定による改正後の土地家屋調査士法(以下「新調査士法」という。)第四條第八号の規定又は新調査士法第四條第六号の規定及び新調査士法第五号の規定の適用については、第一條の規定による改正前の司法書士法(以下「旧司法書士法」という。)第十二條第三号の規定による登録の取消しの処分又は第二條の規定による改正前の土地家屋調査士法(以下「旧調査士法」という。)第十三條第一項第三号の規定による登録の取消しの処分は、新司法書士法第十二條第三号の規定による業務の禁止の処分又は新調査士法第十三條第一項第三号の規定による業務の禁止の処分とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧司法書士法又は旧調査士法の規定により法務局又は地方方法務局の長に対して行つた登録の申請は、施行日において新司法書士法第六條の第二項又は新調査士法第七條第一項の規定により日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会に対して行つた登録の申請とみなす。

3 施行日前において旧司法書士法又は旧調査士法の規定により法務局又は地方方法務局の長に対して行つた登録の移動の申請は、施行日において新司法書士法第六條の六第一項又は新調査士法第八條の四第一項の規定により日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会に対して行つた変更の登録の申請とみなす。

4 旧司法書士法の規定による司法書士名簿の登録又は旧調査士法の規定による土地家屋調査士名簿の登録は、施行日以後は、新司法書士法又は新調査士法の規定による司法書士名簿の登録又は土地家屋調査士名簿の登録とみなす。

5 旧司法書士法又は旧調査士法の規定により法務局又は地方方法務局の長がした登録の拒否又は登録の取消しの処分は、なお従前の例による。

登録の取消しの処分は、なお従前の例による。

6 法務局又は地方方法務局の長は、施行日において、法務局又は地方方法務局に備えた司法書士名簿その他司法書士の登録に関する書類又は土地家屋調査士名簿その他土地家屋調査士の登録に関する書類を日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会に引き継がなければならない。

第三條 第一條中司法書士法第十九條に一項を加える改正規定又は第二條中土地家屋調査士法第十九條に一項を加える改正規定(以下この條において「改正規定」という。)の施行の際現に公共嘱託登記司法書士協會若しくはこれに紛らわしい名称を用いている者又は公共嘱託登記土地家屋調査士協會若しくはこれに紛らわしい名称を用いている者については、新司法書士法第十九條第四項又は新調査士法第十九條第四項の規定は、改正規定施行後六月間は、適用しない。

第四條 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第五條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第九号中「まつ消」を「抹消」に、「の業務の禁止、司法書士の登録の取消し、」を、「司法書士若しくは」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 前條の規定による改正後の税理士法第四條第九号の規定の適用については、旧司法書士法第十二條第三号の規定による登録の取消しの処分は、新司法書士法第十二條第三号の規定による業務の禁止の処分とみなす。

(技術士法の一部改正)

第七條 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

止に改める。

(技術士法の一部改正に伴う経過措置) 第八條 前條の規定による改正後の技術士法第三條第六号の規定の適用については、旧調査士法第十三條第一項第三号の規定による登録の取消しの処分は、新調査士法第十三條第一項第三号の規定による業務の禁止の処分とみなす。

〔大川清幸君登壇 拍手〕

○大川清幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の自主性の強化を図るとともに、官公署等が公共の利益となる事業に関して行ふ不動産の登記の嘱託等の登記手続の適正化を図らうとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、司法書士及び土地家屋調査士の登録は、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が行うこととする。第二に、一定の事由に該当することを理由に登録の拒否または取り消しをしようとするときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならないものとする。第三に、法務大臣は、登録事務に関し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に対し、報告を求め、または、勧告することができるとすること。第四に、司法書士会または土地家屋調査士会の会則の変更のうち、会費に関する規定の変更等については、法務大臣の認可を要しないものとする。第五に、官公署等が公共の利益となる事業に関して行ふ不動産の登記の嘱託等の手続の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、司法書士または土地家屋調査士を社員とする民法第三十四條の規定による社団法人が当該嘱託等に係る事務を受託してこれを処理することができるものとする制度を創設することとする。第六に、所要の罰則の規定を設けるとともに、罰金及び過料の多額を引き上げるも

のとすること等でありませう。

委員会におきましては、登録審査会の構成、自主性の強化と懲戒権の付与、会則の変更、公共嘱託登記受託組織の法人化の理由、同法人の業務範囲及び理事会の構成、受注に際しての競合関係等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、寺田理事より、両連合会の自主性の確保、公共嘱託登記受託法人の適正かつ円滑な運営がなされるよう努めること等を内容とする、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び中山委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一二 日本開發銀行法の一部を改正する法律案

日程第一三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日程第一四 登記特別会計法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤

井裕久君。

審査報告書

日本開發銀行法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高度で新しい技術の研究開発等を促進するため、日本開發銀行の業務として技術の研究開発資金の貸付け及び技術の研究開発に寄与する事業等に係る出資を追加するとともに、同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十年年度産業投資特別会計歳入予算に計上されている運用利殖金取入のうち、日本開發銀行の法定準備金の積立率の引下げによる財政協力額は約二百十三億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、金融の自由化、国際化が急進展する中で、政策金融の在り方について、金利自由化の動向等を踏まえつつ、資金調達及び資金運用の両面から十分検討すること。  
二、日本開發銀行及び日本輸出入銀行の業務の運営については、同行の自己調達資金の一層の充実

など経営基盤の健全性の維持に配慮すること。

三、日本開發銀行の融資等に当たっては、民間金融機関の補充に徹しつつ、生活環境の整備、都市基盤の整備など、国民生活の改善に資する分野に対して十分配慮すること。

四、日本輸出入銀行は、貿易摩擦問題にも配慮しつつ、輸入金融の利用拡大が図られるよう努めること。  
右決議する。

日本開發銀行法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月二十三日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

日本開發銀行法の一部を改正する法律案

日本開發銀行法の一部を改正する法律案

日本開發銀行法(昭和二十六年法律第八八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事、監事及び参与の任期は、二年とする。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「もたらすものに限る。」の下に、「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する高度で新しい技術の研究開発若しくはその利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又はその利用に特別に権利を取得するものに限る。)」を加え、「本項中」を「この項において」に、「但し」を「ただし」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「引受」を「引受け」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「貸付」を「貸付け」に、「本号中」を「この号において」に、「引受」を「引受け」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「但し」を「ただし」に改め、同項第五号を次のように改める。

五、高度で新しい技術の研究開発、都市の健全な形成と秩序ある整備又はエネルギーの利用の合理化に寄与する事業その他の産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で政令で定めるものを行う者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金で日本開發銀行以外の者から供給を受けることが困難なものを出資をすること。

第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「千分の七」を「千分の三」に、「こゝを」を「超える」に改める。

附 則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行の際現に日本開發銀行の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。  
3 改正後の日本開發銀行法第三十六条第一項の規定は、日本開發銀行の昭和六十年四月に始まる事業年度から適用し、日本開發銀行の同年三月に終わる事業年度については、なお従前の例による。  
4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書  
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務範囲について、債務の保証に係るものを拡充

するとともに本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸付け等を追加し、あわせて同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十年年度産業投資特別会計歳入予算に計上されている運用利殖金収入のうち、日本輸出入銀行の法定準備金の積立率の引下げによる財政協力額は約六十三億円で

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一、金融の自由化、国際化が急進展する中で、政策金融の在り方について、金利自由化の動向等を踏まえつつ、資金調達及び資金運用の面から十分検討すること。
- 二、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の業務の運営については、両行の自己調達資金の一層の充実など経営基盤の健全性の維持に配慮すること。
- 三、日本開発銀行の融資等に当たっては、民間金融機関の補充に徹しつつ、生活環境の整備、都市基盤の整備など、国民生活の改善に資する分野に対して十分配慮すること。
- 四、日本輸出入銀行は、貿易摩擦問題にも配慮しつつ、輸入金融の利用拡大が図られるよう努めること。

右決議する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月二十三日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案  
日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条 次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

第十三条 第一項を次のように改める。

總裁及び副總裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八条 第六号中「促進するため、」の下に「本邦法人又は本邦人の出資(株式の所有を含む。)」に係る外国法人(次号に規定する外国法人を除く。)に対してその本邦外において行ふ事業に必要な長期資金を貸し付け、又は「を」を加え、「本邦法人又は本邦人の出資(株式の所有を含む。)」に係る外国法人に出資する」を「当該外国法人に出資し、又は貸し付ける」に改め、「同条第十一号中、「第四号」の下に「第六号」を加え、「日本輸出入銀行とともに」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、銀行等が日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行つた場合以外の場合においては、第四号若しくは第六号の規定により資金の貸付けを受けることができる者で政令で定めるもの又は第八号の規定により資金の貸付けを受けることができる者に対して行うものに限る。

第三十五条 第一項中「作成し」の下に「当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して」を加え、「これらの書類(以下「財務諸表」という。)」を「これに改める。

第三十七条 第一項中「作成し」の下に「当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ」を加え

る。

第三十八条 第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「千分の七」を「千分の三」に、「こゝを」を「超える」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に日本輸出入銀行の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 改正後の日本輸出入銀行法第三十八条第一項の規定は、日本輸出入銀行の昭和六十年四月に始まる事業年度から適用し、日本輸出入銀行の同年三月に終わる事業年度については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

登記特別会計法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

大蔵委員長 藤井 裕久  
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十年年度登記特別会計の歳入・歳出予算額として、それぞれ約五百五十五億七千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一、特別会計については、今後とも極力新設を抑制し、既存のものについてもその存続の必要性を見直し、もつて財政の一覽性が阻害されないように努めるとともに、各特別会計の財政状況・経営成績の表示を極力統一するなど会計経理の明確化を図るよう努力すること。
- 二、特別会計移行後の登記事務処理のコンピュータ化に当たっては、その経費が過度の受益者負担をもたらすことのないよう十分配慮するとともに、窓口サービスの向上について鋭意努力すること。

右決議する。

登記特別会計法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月二十三日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

登記特別会計法案

登記特別会計法

(設置)

第一条 登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、法務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第四十条の規定による郵政事業特別会計からの登記印紙に係る

受入金、一般会計からの繰入金、第十条第一項の規定による借入金、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十条第一項の規定による借入金、償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)  
 第四条 法務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)  
 第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)  
 第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)  
 第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該剰余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)  
 第八条 法務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)  
 第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができ。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)  
 第十二条 第十条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計の繰入れ)  
 第十三条 第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余裕金の預託)  
 第十四条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託するこ

とができる。

(実施規定)  
 第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)  
 第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で第一条に規定する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定によりこの会計に帰属することとなつた国有財産でこの会計において使用する必要があるとなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所屬替をする場合

二 一般会計に所屬する国有財産のうち、この会計の事務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所屬替をする場合

三 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所の事務(第一条に規定する事務を除く。)のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所屬する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 この会計の事務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所屬する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。

(民法施行法の一部改正)  
 第三条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手続料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

(不動産登記法の一部改正)  
 第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

第一項ノ手続料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

(抵当証券法の一部改正)  
 第五条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

前項ノ手続料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

(商業登記法の一部改正)  
 第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 前二条の手続料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)  
 第七条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 第一項の手続料の納付は、法務省令で定めるところにより、登記印紙をもつてしなければならない。

(登記印紙による納付の開始に伴う経過措置)  
 第八条 附則第三条の規定による改正後の民法施行法第八条第二項、附則第四条の規定による改正後の不動産登記法第二十一条第四項(同法第二十四条ノ二第三項及び他の法令の規定において準用する場合を含む。)、附則第五項の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項(同法第二十二條において準用する場合を含む。)、附則第六條の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項(他の法令の規定において準用する場合を含む。))又は附則第七条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項の

に、国会に提出しなければならない。

規定にかかわらず、この法律の施行の日から二週間以内手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができ、(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第八条第一項の規定により登記所にする請求につき手数料を、不動産登記法(明治三十三年法律第二十四号)第二十一条第一項(同法第二十四号ノ二第三項及び他の法律の規定において準用する場合を含む。)、抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第三条第四項(同法第二十二号において準用する場合を含む。)、商業登記法(昭和二十八年法律第百二十五号)第十一条第一項若しくは第十二条第一項(これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。若しくは電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第 号)第三条第一項の規定により手数料を又はその他登記所における事務に係る手数料を納付するとき)。

第二条第二項中「並びに特許法」を、「特許法」に改め、「特許印紙」の下に「並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法及び電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律に規定する登記印紙」を加える。

第三条第一項に次の一号を加える。

九 登記印紙 郵便局のうち郵政大臣が法務大臣に協議して指定するもの又は郵便切手類売りさばき所若しくは印紙売りさばき所第三条第二項中「及び第八号」を、「第八号及び第九号」に改める。

(郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に關する法律の一部改正)

第十条 郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び特許印紙」を、「特許印紙及び登記印紙」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十一条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「特許特別会計」の下に「登記印紙に係るものは登記特別会計」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「電源開発促進対策特別会計」の下に「登記特別会計」を加える。

(藤井裕久君登壇、拍手)

藤井裕久君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、高度で新しい技術の研究開発等を促進するため、日本開発銀行の業務として技術の研究開発資金の貸し付け及び技術の研究開発に寄与する事業等に係る出資を追加するとともに、同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等の所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務範囲について、債務の保証に係るものを拡充するとともに本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸し付け等を追加し、あわせて同行の業務の状況等を勘案し利益金の処分の方法を変更する等の所要の措置を講じようとするものであります。

次に、登記特別会計法案は、最近における登記申請件数、登記簿謄本の交付件数等の増加に対処

するため、コンピュータ化を図ることなどに伴い、登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、金融自由化がもたらす政府関係金融機関への影響、金融面からの実効性ある輸入拡大策のあり方、政策ニーズの変化に対応した開銀融資のあり方、登記特別会計新設の理由とコンピュータ化導入の効用、登記所の窓口業務の現状と今後の改善策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本開発銀行法、日本輸出入銀行法の両改正案及び登記特別会計法案に対して、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案外二件の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一五 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島友治君。

審査報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給される年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであります。よって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案に併い、昭和六十年度において要する経費は約二百七十九億八千四百万円と見込まれております。

附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一、こと数年の人事院勧告の抑制によつて人事院勧告適用対象者と仲裁裁定適用対象者双方の給

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、登記特別会計法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額

七〇三

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額

七〇三

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七〇四

付水準に差が生じていることは、誠に遺憾である。今後、共済年金増額指標の基本となる人事院勧告の完全実施に向けて最大限の努力をすること。一、国鉄共済組合に対する財政調整事業の昭和六十五年以降のあり方については、公的年金制度に対する信頼性を確保するため、他の公的利用者年金制度との調整を図るよう配慮し、その解決策につき早急に検討に着手すること。右決議する。

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。昭和六十年五月二十三日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 陸男殿

(小字及び一は衆議院修正)  
昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十六」を「第一条の十七」に改める。  
第一条の十六の次に次の一条を加える。

(昭和六十年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十九の仮定俸給(同条第四項、第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一号若しくは第二号に掲げる金額、同条第七項に規定する金額又は従前の年金額)もつて改定年金額とした年金に改定したものは、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつて別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する)のうち実在職した期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達している者が七十歳以上の者又は旧法に定める遺族年金に相当する年金を受け得る七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一号第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつて別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法に定める遺族年金に相当する年金を受け得る七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一号第四項後段の規定を準用する。

除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の二」(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の二」(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)とあるのは「六百分の二」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額  
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているものに係る年金 八十三万五千円  
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円  
二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額  
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(以下「最短期間」という)に達しているものに係る年金 六十二万六千三百円  
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものである年金(イ及びロに掲げる年金を除く) 五十万七千円  
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十一万七千五百円  
三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和六十年四月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円  
二 遺族である子二人以上を有する場合 十一万円  
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十七第五項各号の一」と、同条第十項中「第八項」から「第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十七第五項」と読み替へるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額(その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が五十六万五千九百円に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その額を、五十六万五千九百円に改定する。  
8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。  
9 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特別規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。  
10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用

用を受ける年金の額の改定について準用する。  
 第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二  
 条の十六」を「第二条の十七」に改める。  
 第二条の十六の次に次の一条を加える。  
 (昭和六十年度における特別措置法による公  
 務傷病年金等の額の改定)

第二条の十七 前条第一項の規定の適用を受け  
 る年金については、昭和六十年四月分以後、  
 その額を、その算定の基礎となつてゐる別表  
 第一の十九の仮定俸給(同条第七項の規定又  
 は同条第十二項において準用する第一条第六  
 項の規定により前条第七項各号に掲げる金額  
 又は従前の年金額をもつて改定年金額とした  
 年金については、同条第一項の規定により年  
 金額を改定したものとした場合にその改定年  
 金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対  
 応する別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみ  
 なし、第二条第一項の規定に準じて算定した  
 額に改定する。この場合において、同項中  
 「別表第三」とあるのは、「別表第三の二十」  
 と読み替へるものとする。

2 第一条の十七第二項の規定は前項の規定の  
 適用を受ける年金(その年金の額の算定の基  
 礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した  
 期間が旧法の規定による退職年金に相当する  
 年金を受ける最短期間年限に達してゐる年金  
 に限る。以下この項において同じ)を受ける  
 者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公  
 務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子  
 若しくは孫である場合について、同条第三項  
 の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受  
 ける者が八十歳以上の者である場合につい  
 て、それぞれ準用する。この場合において、  
 同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に  
 相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務  
 傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあ  
 るのは「第二条の十七第二項の規定により読  
 み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項  
 の規定の適用を受けて改定された額が当該各  
 号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号

四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額  
 に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十七に定め  
 る障害の等級に対応する年金額(障害の等  
 級が一級又は二級に該当するものにあつて  
 は、二十一万円を加えた額)  
 二 殉職年金 百三十一万九千円  
 三 公務傷病遺族年金 百二十五万五千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける  
 権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病  
 遺族年金を受ける権利を有する者について  
 は、これらの規定により算定した額に九万六  
 千円を加えた額をもつて、これらの年金の額  
 とする。この場合において、第二条の九第  
 五項の規定を準用する。

5 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶  
 養親族がある場合には、第三項第一号に掲げ  
 る額に、配偶者である扶養親族については十  
 五万八千四百円、配偶者以外の扶養親族につ  
 いては一人につき一万二千円(そのうち二人  
 までについては、一人につき五万四千円)(配  
 偶者である扶養親族がない場合に於ては、  
 そのうち一人に限り十万六千八百円)を加え  
 た額を同号に掲げる額として、同項の規定を  
 適用する。

6 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権  
 利を有する者に扶養遺族がある場合には、第  
 三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を  
 加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号  
 に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二  
 号又は第三号に掲げる額として、同項の規定  
 を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円(そのう  
 ち二人までについては、一人につき五万四  
 千円)  
 二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当  
 する金額

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定  
 された年金の額(第四項の規定の適用があつ  
 た場合には、同項の規定により加算されるべ  
 き額に相当する額を控除した額)が、次の各

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七〇五

号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号  
 に掲げる額に満たないときは、昭和六十年八  
 月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げ  
 る額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十八に定め  
 る障害の等級に対応する年金額(障害の等  
 級が一級又は二級に該当するものにあつて  
 は、二十一万円を加えた額)  
 二 殉職年金 百三十四万四千円  
 三 公務傷病遺族年金 百四万五千円

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の  
 規定の適用を受ける年金を受ける権利を有す  
 る者について準用する。

9 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権  
 利を有する者で扶養親族を有するものの当該  
 年金の額につき第七項の規定を適用する場合  
 について準用する。この場合において、第五  
 項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第  
 一号」と読み替へるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺  
 族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を  
 有するもののこれらの年金の額につき第七項  
 の規定を適用する場合について準用する。こ  
 の場合において、第六項中「第三項第二号」と  
 あるのは、「第七項第二号」と読み替へるもの  
 とする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年  
 金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける  
 者で、前各項の規定のうち年齢特別規定に規  
 定する年齢に達していないものについて準用  
 する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又  
 は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定  
 について準用する。  
 第三条の十六第二項中「公共企業体」を「公共  
 企業体等」に改め、「含む」の下に「次条第二項  
 において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を  
 加える。  
 (昭和六十年度における旧法による年金の額  
 の改定)  
 第三条の十七 第一条の十七の規定は前条第一

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七〇五

項の規定の適用を受ける年金(第三条第一項  
 の規定の適用を受けた年金に係るものに限  
 る。)の額の改定について、第二条の十七の規  
 定は前条第一項の規定の適用を受ける年金  
 (第三条第二項の規定の適用を受けた年金に  
 係るものに限る。)の額の改定について、それ  
 ぞれ準用する。

2 第一条の十七の規定は前条第二項の規定  
 の適用を受ける年金(旧法の規定による退職  
 年金、障害年金又は遺族年金に限る。)の額の  
 改定について、第二条の十七の規定は前条第  
 二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十  
 条の規定による年金のうち、公務傷病年金、  
 殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額  
 の改定について、それぞれ準用する。

3 前項の規定(同項において準用する第一  
 条の十七第一項から第三項までの規定に係る部  
 分並びに前項において準用する第二条の十七  
 第一項及び第二項に係る部分に限る。)は、国  
 鉄共済組合が支給する年金については、適用  
 しない。

第四条第一項中「第十条の八」を「第十条の十」  
 に改め、同条第五項中「及び第十条の七第三項」  
 を「第十条の七第三項及び第十条の九第二項」  
 に改める。

第十条の七第一項中「及び第十五条の七」を  
 「第十条の九、第十五条の七及び第十五条の  
 九」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国  
 の俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五  
 十七年度国の俸給調整適用者」に改め、同条第  
 二項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国  
 の俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和  
 五十七年度国の俸給調整期間」に改める。

第十条の八第一項中「日本専売公社法」を「日  
 本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第  
 六十九号) 附則第二十条の規定による廃止前の  
 日本専売公社法」に、「日本電信電話公社法」を  
 「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第  
 八十五号) 附則第十一条の規定による廃止前  
 の日本電信電話公社法」に、「及び第十五条の

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七〇五

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

七〇六

八」を「第十条の十、第十五条の八及び第十五条の十に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公企体俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十年年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く)及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(昭和五十八年度の組合員であつた期間及び昭和五十七年度の組合員であつた期間(昭和五十八年四月一日に引き続き期間に限る)内において、新法第二十条第一項第五号に規定する俸給に係る給与法令の規定のうち一般職の職員に適用する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用を受けた昭和五十八年度内の期間又は当該俸給に係る給与法令の規定のうち同法以外のもの規定で同年度における改正が同法の改正に準じて行われたもの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度内の俸給調整期間」という)がある者(以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度内の俸給調整適用者」という)に限るものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額を第十条の七第二項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年度内の俸給調整適用者の昭和五十七年度内の俸給調整期間に係る新法第二十条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度内の俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額又は当該俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 昭和五十八年度内の俸給調整適用者の昭和五十八年度内の俸給調整期間に係る新法第二十条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を、又は当該昭和五十八年度内の俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 昭和五十八年度内の俸給調整適用者の昭和五十八年度内の俸給調整期間に係る新法第二十条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十八年度内の俸給調整適用者に係る年金 昭和五十八年度内の俸給調整期間に係る新法第二十条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額又は当該俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

2 前項の規定は、昭和五十九年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一項の規定は、第十条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一項の規定は、第十条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十七年度の旧公企体長期組合員であつた期間(昭和五十八年四月一日に引き続き期間に限る)内において、旧公企体共済法に規定する俸給に係る給与準則の規定で昭和五十八年度における改正が一般職の職員に適用する法律の改正に準じて行われたもの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十八年度公企体俸給調整期間」という)がある者(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十八年度公企体俸給調整適用者」という)に限る)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金の額を第十条の八第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行

法第二十一条第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公法共済法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年度公法共済法適用者の昭和五十七年度公法共済法適用期間に係る旧公法共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公法基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十一条第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公法基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

三 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公法共済法の退職をした昭和五十八年度公法共済法適用者に係る年金 昭和五十八年度公法共済法適用期間に係る旧公法共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公法基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十一条第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公法基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

昭和五十八年五月三十一日 参議院会議録第十九号

昭和六十一年五月三十一日 参議院会議録第十九号

第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公法基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

2 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第十五条の七第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国の俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国の俸給調整期間」に改める。

第十五条の八第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公法共済法適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公法共済法適用者」を、昭和五十七年度公法共済法適用者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十一年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(昭和五十八年度国の俸給調整適用者に限る。)に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退職年金」という。)で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定俸給(次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第十五条の七第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 昭和五十七年度国の俸給調整適用者の昭和五十七年度国の俸給調整期間に係る新法第二十一条第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度国の俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

ハ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十八年度国の俸給調整適用者に係る通算退職年金 昭和五十八年度国の俸給調整期間に係る新法第二十一条第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四

昭和四十二年四月以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

十二条第二項に規定する俸給の額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

2 第十五条の五第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の九第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十五条の五第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の九第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の九第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前三項の規定は、第十五条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、第十五条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

(昭和六十一年度における移行通算退職年金及び移行通算遺族年金の額の改定)

第十五条の十 昭和五十八年三月三十一日以前に旧公法共済法の退職をした旧公法共済法長期組合員及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公法共済法の退職をした旧公法共済法長期組合員(昭和五十八年度公法共済法適用者に限る。)に係る移行通

昭和六十一年五月三十一日 参議院会議録第十九号

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七〇八

算退職年金(第四項において「昭和五十八年三月三十一日以前等の移行通算退職年金」という。)で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該移行通算退職年金に係る旧公企体組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 移行通算退職年金の仮定俸給(次のイ、ロ又はハに掲げる当該移行通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 当該移行通算退職年金に係る第十五条の八第一項第二号に規定する移行通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度公企体俸給調整期間以外の期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎と

なるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

ハ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした昭和五十八年度公企体俸給調整適用者に係る移行通算退職年金 昭和五十八年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

2 第十五条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の十第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十五条の八第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の十第一項第二号」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十五条の十第一項の規定、同条第二項において読み替えられた第二項の規定及び同条第三項」と読み替えるものとする。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和五十八年三月三十一日以前等の移行通算退職年金に係る移行通算遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該移行通算遺族年金を移行通算退職年金とみなして前三項の規定によりその額を

改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」に改める。

第十七条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の十」に改め、同条第一号中「ま」の下に「及び第三条の十七第一項」を加え、

別表第一の二十(第一条の十七、第二条の十七関係)

別表第一の十九の仮定俸給	仮定俸給
七七、六五〇	八〇、三七〇
八〇、八〇〇	八三、六三〇
八二、七五〇	八五、六五〇
八四、七三〇	八七、六九〇
八六、九六〇	九〇、〇〇〇
九〇、一一〇	九三、二七〇
九二、八六〇	九六、一一〇
九五、三八〇	九八、七三〇
九八、四八〇	一〇一、九三〇
一〇一、五九〇	一〇五、一五〇
一〇四、九九〇	一〇八、六七〇
一〇八、四二〇	一一二、二〇〇
一一二、七一〇	一一六、六三〇
一一五、四二〇	一二〇、四二〇
一二二、九一〇	一二九、〇二〇
一二九、三〇〇	一三三、五二〇
一三〇、八五〇	一三三、四八〇
一三六、〇五〇	一三五、三三〇
一四二、九五〇	一四〇、六九〇
一五〇、五八〇	一四七、八一〇
一五四、四八〇	一五五、六八〇
一五八、二〇〇	一五九、七〇〇
	一六三、五三〇

「同条第二項」を「第三条の十六第二項及び第三条の十七第二項」に改め、同条第二号中「ま」の下に「及び第十五条の九」を加え、同条第三号中「ま」の下に「及び第十条の九」を加え、同条第四号中「第十条の八」の下に「第十條の九第四項、第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」を「第十五条の八、第十五条の九第五項及び第十五条の十」に改める。

第十八条中「第十五条の八」を「第十五条の十」に改める。

別表第一の十九の次に次の一表を加える。

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

七〇九

一六三、四九〇	一六八、九八〇
一六六、六一〇	一七二、二〇〇
一七五、六八〇	一八一、五五〇
一八〇、一四〇	一八六、一五〇
一八四、八四〇	一九一、〇〇〇
一九三、八六〇	二〇〇、二九〇
二〇二、九七〇	二〇九、六八〇
二〇五、三三〇	二一二、一二〇
二一二、八五〇	二一九、八八〇
二二三、五二〇	二三〇、八七〇
二三四、〇七〇	二四一、七五〇
二四〇、六一〇	二四八、四九〇
二四六、九七〇	二五五、〇五〇
二五九、八九〇	二六八、三八〇
二七二、五三〇	二八一、四一〇
二七五、〇一〇	二八三、九六〇
二八四、八四〇	二九四、一〇〇
二九七、二三〇	三〇六、八八〇
三〇九、五七〇	三一九、五九〇
三二一、八三〇	三三二、二三〇
三二九、五四〇	三四〇、一八〇
三三七、七八〇	三四八、六八〇
三五三、六六〇	三六五、〇五〇
三六九、七一〇	三八一、五九〇
三七七、八〇〇	三八九、九三〇
三八五、四六〇	三九七、八三〇
四〇〇、六八〇	四一三、五三〇
四〇七、四七〇	四二〇、五三〇
四一四、九八〇	四二八、二七〇
四二八、二六〇	四四一、九六〇
四四二、二三〇	四五六、一三〇
四四四、九四〇	四五八、八四〇
四四七、五一〇	四六一、四一〇
四五〇、〇八〇	四六三、九八〇
四五六、一一〇	四七〇、〇一〇
四六八、二七〇	四八二、一七〇
四八〇、四四〇	四九四、三四〇
四八六、四七〇	五〇〇、三七〇

障害の等級	一級	二級	三級
	級	級	級
年金額	四、二一〇、〇〇〇円	三、五〇三、〇〇〇円	二、八八一、〇〇〇円
率	二二・〇割	二二・八割	二四・五割

備考  
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十九の仮定俸給の額が四九二、六三〇円を超える場合においては、その額に二三、九〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十九の次に次の一表を加える。  
別表第三の二十(第二条の十七関係)

別表第一の二十の下欄に掲げる仮定俸給	率
三三三、二三〇円以上のもの	二二・〇割
三〇六、八八〇円を超え三三三、二三〇円未満のもの	二二・八割
二九四、一〇〇円を超え三〇六、八八〇円以下のもの	二四・五割
二八三、九六〇円を超え二九四、一〇〇円以下のもの	二四・八割
二〇〇、二九〇円を超え二八三、九六〇円以下のもの	二五・〇割
一九一、〇〇〇円を超え二〇〇、二九〇円以下のもの	二五・五割
一七二、二〇〇円を超え一九一、〇〇〇円以下のもの	二六・一割
一四〇、六九〇円を超え一七二、二〇〇円以下のもの	二六・九割
一三五、三三〇円を超え一四〇、六九〇円以下のもの	二七・四割
一二六、五二〇円を超え一三五、三三〇円以下のもの	二七・八割
一一三、〇二〇円を超え一二六、五二〇円以下のもの	二九・〇割
一一九、四二〇円を超え一一三、〇二〇円以下のもの	二九・三割
一〇五、一五〇円を超え一一九、四二〇円以下のもの	二九・八割
九三、二七〇円を超え一〇五、一五〇円以下のもの	三〇・二割
九〇、〇〇〇円を超え九三、二七〇円以下のもの	三〇・九割
八七、六九〇円を超え九〇、〇〇〇円以下のもの	三一・九割
八五、六五〇円を超え八七、六九〇円以下のもの	三二・七割
八三、六三〇円を超え八五、六五〇円以下のもの	三三・〇割
八〇、三七〇円を超え八三、六三〇円以下のもの	三三・四割
八〇、三七〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十六の次に次の二表を加える。  
別表第四の二十七(第二条の十七関係)

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七二〇

四	級	二、二七七、〇〇〇円
五	級	一、八三八、〇〇〇円
六	級	一、四八五、〇〇〇円

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

障害の等級	年金額
一級	四、二四〇、〇〇〇円
二級	三、五三三、〇〇〇円
三級	二、九一一、〇〇〇円
四級	二、三〇二、〇〇〇円
五級	一、八六三、〇〇〇円
六級	一、五〇五、〇〇〇円

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十三の次に次の一表を加える。  
別表第十四第十条の九、第十条の十、第十五条の九、第十五条の十関係

俸給	年額	率	金額
一、二七五、〇〇〇円未満のもの		一・〇三五	〇円
一、二七五、〇〇〇円以上五、二二六、一三〇円未満のもの		一・〇三一	五、一〇〇円
五、二二六、一三〇円以上のもの		一・〇〇〇	一六六、八〇〇円

(国家公務員等共済組合法の一部改正)  
第二条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「四十五万円」を「四十六万円」に改める。  
(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。  
第二十四条の二第一項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。

に改める。

第三十三条第一項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に改め、同条第二項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に改め、同条第三項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に改める。  
第四十五条の三の二中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。

別表第一中「三、六九一、四〇〇円」を「三、八四九、八〇〇円」に、「二、五〇六、四〇〇円」を「二、六一八、八〇〇円」に、「一、七四一、四〇〇円」を「一、八二二、八〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第十号中「第二条の十六」を「第二条の十七」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日昭和六十年四月一日から施行する。  
第二条 この規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の法」といふ)第百条第三項の規定及び第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」といふ)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第百条第三項の規定は、昭和六十年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。  
(六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」といふ)の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。  
2 昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同表第三項中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「二、六一八、八〇〇円」とあるのは「二、五九三、八〇〇円」と、「一、八二二、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。  
(昭和五十八年度に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の額の特例)

第四条 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ)の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む)をした者(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」といふ)第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二の規定の適用を受けた者に限る)に係る統合法附則の規定により算

定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金(以下この条において「移行年金」という。)の額(第一条の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。))第十條の十の規定の適用があつた場合には、同条による改定後の年金額が、当該移行年金に係る旧公企業共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企業共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつていた旧公企業共済法第十七條第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法第十四條の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企業共済法の規定の例により算定した額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。)に満たないときは、統合法附則の規定にかかわらず、昭和六十年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行年金の額とする。

2 改正後の年金額改定法第十七條第四号の規定は、前項の規定の適用により増加する長期給付に要する費用の負担について準用する。

(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、長期給付に關する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

昭和六十年五月三十一日 參議院會議録第十九号

〔大島友治君登壇、拍手〕

○大島友治君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額について、恩給の改善措置に準じてその引き上げを図るほか、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なる改正点を申し上げますと、第一は、現行の年金額を本年四月分以降、五十九年度の国家公務員給与の改善内容に準じて平均三・四〇程度引き上げることとしておりますが、五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものに係る年金額については、五十八年度の仲裁裁定等の改善内容に準じて平均一・八三〇程度引き上げることとしております。

また、五十八年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものと及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、その年金額の引き上げは行わないこととしております。第二は、六十五歳以上の者の受ける退職年金及び公務関係年金等の最低保障額を引き上げることとしております。以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げることとする等所要の措置を講ずることとしております。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、人勸適用退職者と仲裁適用退職者の年金引き上げ率が異なる理由、国鉄共済年金の将来展望、財政調整五カ年計画についての諸問題、人事院勧告の完全実施等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましてところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党・国民會議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る共済年金増額指標の基本となる人事院勧告の完全実施に向けて最大限の努力をすること等二項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君  
副議長 阿具根 登君

議員

中野 鉄造君	服部 信吾君
刈田 貞子君	坂山 映子君
大川 清幸君	桑名 義治君
馬場 富君	鶴岡 洋君
小西 博行君	伊藤 郁男君
太田 淳夫君	矢原 秀男君
藤原 房雄君	中村 鋭一君
井上 計君	沖 外夫君
中野 明君	三木 忠雄君
原田 立君	飯田 忠雄君
柳澤 鍊造君	山田 勇君
宮澤 弘君	杉山 令肇君
塩出 啓典君	田代富士男君
黒柳 明君	和田 教美君

栗林 卓司君  
宮田 輝君  
多田 省吾君  
中西 珠子君  
三治 重信君  
秦野 章君  
白木義一郎君  
藤井 恒男君  
服部 安司君  
中山 千夏君  
青木 茂君  
山田耕三郎君  
喜屋武眞榮君  
石井 道子君  
大浜 方榮君  
海江田鶴造君  
小島 静馬君  
仲川 幸男君  
関口 惠造君  
高平 公友君  
沢田 一精君  
後藤 正夫君  
成相 善十君  
井上 吉夫君  
坂野 重信君  
山東 昭子君  
上條 勝久君  
遠藤 要君  
源田 実君  
藏内 修治君  
岩動 道行君  
中山 太郎君  
江島 淳君  
内藤 健君  
吉村 眞事君  
吉川 芳男君  
前島英三郎君  
志村 哲良君

柄谷 道一君  
峯山 昭範君  
高桑 栄松君  
田淵 哲也君  
鳩山威一郎君  
二宮 文造君  
伏見 康治君  
関 嘉彦君  
田中 正巳君  
木本平八郎君  
下村 泰君  
秦 豊君  
青島 幸男君  
石井 一二君  
岡野 裕君  
工藤万砂美君  
福田 宏一君  
高木 正明君  
梶原 清君  
森下 泰君  
佐々木 満君  
長谷川 信君  
堀内 俊夫君  
夏目 忠雄君  
斎藤栄三郎君  
岡田 広君  
中村 太郎君  
熊谷太三郎君  
加藤 武徳君  
植木 光教君  
古賀雷四郎君  
大城 眞順君  
川原新次郎君  
藤田 栄君  
吉川 芳男君  
矢野俊比古君  
佐藤栄佐久君  
杉元 恒雄君

七二一



同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に關する國際條約の締結について承認を求めめるの件

大西洋のまぐる類の保存のための國際條約の締約國の全權委員會議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附屬する議定書の締結について承認を求めめるの件

北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定條約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めめるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

恩給法等の一部を改正する法律

半導体集積回路の回路配置に關する法律

去る二十五日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

半島振興法案(建設委員長提出)(衆第二六号)同日議員から次の質問主意書が提出された。

公有水面埋立計画に關する漁業補償契約ならびに総会決議に關する質問主意書(久保百君提出)同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大韓航空機〇〇七便墜撃事件の真相究明に關する質問主意書(梶原敬義君提出)

高等学校における交通安全教育に關する質問主意書(中村純一君提出)

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 宮本 顯治君

補欠 近藤 忠孝君

大蔵委員

辞任 近藤 忠孝君

補欠 宮本 顯治君

去る二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 野田 哲君

補欠 志苦 裕君

地方行政委員

辞任 柄谷 道一君

補欠 井上 計君

上田 稔君

出口 廣光君

志苦 裕君

宮島 澁君

安田 隆明君

野田 哲君

近藤 忠孝君

宮本 顯治君

外務委員

辞任 嶋崎 均君

補欠 岡部 三郎君

宮島 澁君

近藤 忠孝君

宮本 顯治君

文教委員

辞任 柳川 覺治君

補欠 森下 泰君

粕谷 照美君

小柳 勇君

中村 哲君

福間 知之君

社会労働委員

辞任 森下 泰君

補欠 柳川 覺治君

村上 正邦君

田代由紀男君

和田 静夫君

片山 甚市君

和泉 知之君

福間 知之君

補欠 中村 哲君

運輸委員

井上 計君

柄谷 道一君

補欠 出口 廣光君

安田 隆明君

小柳 勇君

粕谷 照美君

田代由紀男君

和泉 知之君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

安武 洋子君

内藤 功君

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員奏豊君提出大韓航空機墜撃事件についての政府の新たな答弁に關する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和六十年五月三十一日 参議院會議録第十九号 議長の報告事項

社会労働委員

辞任

- 添田増太郎君
- 竹山 裕君
- 柳川 覺治君
- 片山 甚市君

補欠

- 田代由紀男君
- 村上 正邦君
- 森下 泰君
- 和田 静夫君

農林水産委員

辞任

- 小林 国司君

補欠

- 志村 哲良君

商工委員

辞任

- 中村 哲君
- 柄谷 道一君

補欠

- 福間 知之君
- 井上 計君

運輸委員

辞任

- 出口 廣光君
- 粕谷 照美君

補欠

- 安田 隆明君
- 小柳 勇君

通信委員

辞任

- 田代由紀男君
- 岡野 裕君
- 川原新次郎君
- 和田 静夫君

補欠

- 添田増太郎君
- 徳永 正利君
- 岩動 道行君
- 片山 甚市君

建設委員

辞任

- 志村 哲良君
- 山中 郁子君

補欠

- 小林 国司君
- 宮本 顕治君

予算委員

辞任

- 増岡 康治君
- 安武 洋子君

補欠

- 斎藤 十朗君
- 内藤 功君

決算委員

辞任

- 内藤 功君

補欠

- 安武 洋子君

議院運営委員

辞任

- 吉村 真事君

補欠

- 藤田 正明君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問主意書(久保巨君提出) 昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政委員

法務委員

辞任

- 出口 廣光君

補欠

- 田中 正巳君

辞任

- 石本 茂君
- 岡野 裕君
- 吉村 真事君
- 山中 郁子君

補欠

- 柳川 覺治君
- 徳永 正利君
- 河本嘉久蔵君
- 宮本 顕治君

辞任

- 川原新次郎君

補欠

- 増岡 康治君
- 福田 宏一君

辞任

- 高木健太郎君

補欠

- 伏見 康治君

辞任

- 田中 正巳君
- 村上 正邦君

補欠

- 松岡満寿男君
- 出口 廣光君

辞任

- 志村 哲良君

補欠

- 小林 国司君

辞任

- 伏見 康治君
- 市川 正一君

補欠

- 高木健太郎君
- 佐藤 昭夫君

通信委員

辞任

- 徳永 正利君
- 佐藤 昭夫君

補欠

- 岡野 裕君
- 市川 正一君

建設委員

辞任

- 福田 宏一君
- 小林 国司君
- 宮本 顕治君

補欠

- 倉田 寛之君
- 志村 哲良君
- 山中 郁子君

辞任

- 松岡満寿男君
- 藤田 正明君

補欠

- 中山 太郎君
- 吉村 真事君

同日委員長から次の報告書が提出された。  
農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書  
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めの件(閣承認第三号)審査報告書  
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書  
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関し承認を求めの件(閣承認第四号)審査報告書  
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書  
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)審査報告書  
登記特別会計法案(閣法第六七号)審査報告書  
国際観光振興会法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書  
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めの件(閣承認第二号)審査報告書  
昭和四十二年度以後における国家公務員等共済

組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)審査報告書  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
飼料価格と飼料の安定供給に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 105  
電話 東京 五三三(大代)  
定価一部 二二〇円

第十七号中正誤  
ハシ 段行 誤 正  
六三 一 二平 公債 公債  
六三 一 二平 公債 公債

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可